

淀川水系流域委員会 第15回琵琶湖部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員(委員会・琵琶湖部会長)

日 時:平成14年6月17日(月)13:30~17:00

場 所:大津プリンスホテル コンベンションホール「淡海」

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、大変長らくお待たせいたしました。ただ今より、淀川水系流域委員会第 15 回琵琶湖部会を開催させていただきます。

司会進行は私、庶務を担当しております三菱総合研究所の新田です。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第と青色の「発言にあたってのお願い」があります。資料につきましては、資料 1 - 1「第 12 回委員会 (2002.6.6 開催) 結果報告」。これは、先日 6 月 6 日に行われました第 12 回委員会の概要です。それから、資料 1 - 2「委員会中間とりまとめ (020509) に関する委員と河川管理者との意見交換」。これは、同日行われました委員会において、委員会の中間とりまとめに関して、委員と河川管理者との間で意見交換が行われましたが、その内容を簡単に整理したものです。資料 2 は琵琶湖部会の中間とりまとめに関するものです。資料 2 - 1 は「琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問 020524」。また、資料 2 - 1 補足として、質問の内容を整理した表を付けております。資料 2 - 2「河川管理者からの質問に対する各委員からの回答案」ですが、先日、河川管理者からの質問に対する回答を委員の皆さまにお願いし、頂いた回答案を質問ごとに整理させて頂いたものです。それから、資料 2 - 2 の補足ですが、こちらは資料 2 - 2 に本来は入るべきなのですが、印刷の関係上間に合わなかったので、2 名の委員の追加の意見を、それぞれの質問番号に対して意見を書いて頂くというような形でまとめております。また、資料 3「今後の活動内容について」です。以上が本日の資料です。

さらに、皆さまのお手元に、現状説明資料という分厚いファイルを置いております。お二方に 1 つ置いてありますので、審議の際に参考として頂ければと思います。

それから、本日は、一般傍聴の方にもご発言の時間を設けさせて頂く予定です。発言にあたりましては、青い紙の「発言にあたってのお願い」をご覧頂いて、ご意見のある方は簡潔にお願いしたいと思います。

それから、発言にあたりましては、議事録を作成する関係上、必ずマイクを通して、まず冒頭にお名前を必ずおっしゃって頂くよう、お願いいたします。

本日の終了は午後 4 時半を予定しております。ご協力の方、よろしくお願いいたします。

それでは審議に移りたいと思いますので、川那部部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

私の体調が原因で開始が 5 分遅れてしまい、誠に申し訳ありません。始めさせていただきます。

急に開催を決め、出席をお願いしたのに、多くの委員に集まって頂き、ありがとうございます。また、一般傍聴も多くの方に来て頂き、ありがとうございます。

庶務からの説明のように、今日は、「河川管理者」の方から中間とりまとめに対して質問をして頂き、それに対して回答をするというか、考えの及ばなかったところは、変更するという事も含めて、いろいろな議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお

願います。

報告その他について、まずは庶務から説明をしてもらいます。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは最初に、6月6日に行われました第12回委員会の概要についてご報告させていただきます。

[省略：資料1-1、1-2の説明]

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

ありがとうございます。

では、資料1-1「第12回委員会(2002.6.6開催)結果報告」に関して、何かご意見、ご質問はありますか。なければ、後で出して頂いても結構です。特に、質問に対する回答については、この後の議論においても出てくるかもわかりませんし、適宜質問して頂くということで進めたいと思います。

それでは、中間とりまとめに関する意見交換の方に入らせて頂いてよろしいですか。何か庶務から説明のつけ加えはありますか。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

特にありません。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

早速、始めたいと思います。

資料2-1に「河川管理者」からの質問がありまして、資料2-1補足で、質問をある程度まで整理したものをお配り頂きました。それから、資料2-2は、各委員から出して頂いたご意見です。前回の部会に欠席の方は必ず、そうでない方もできるだけ出して頂きたいと申したのについてお送り頂いたのが資料2-2です。資料2-2そのものは事前に送付頂いていたので、私自身もある程度まで見させて頂きました。資料2-2補足は、私も今日初めて頂いたのでまだ見ておりませんが、資料として出して頂いています。

各々の質問ごとに進めさせて頂きたいと思いますが、まずはやはり「河川管理者」の方から質問をして頂かなければならないので、児玉所長が主になって進めて下さい。どうぞよろしくお願いします。

河川管理者 (近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

今日は質問をさせて頂きたいと思っておりますが、今回の意見交換は、大変重要だと思っております。中間とりまとめをもとに、河川整備計画の原案の作成を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

質問は既に提出させて頂いておりますが、かなり細かな点についても、認識を1つにしておかなければならないという点につきましては、質問として出させて頂いております。或

いは、基本的な施策の方向というのは示して頂いておりますが、その具体的な施策のイメージがつかめないような場合については、例示等も含めて質問をさせて頂いております。大変細かな質問もありますが、よろしくお願ひいたします。

お手元に、資料2-1補足というのでA4横の表の資料があります。これは、今回河川管理者から出させて頂いている質問事項のみを抽出したものです。進め方として、河川管理者としてお願ひしたい方法としては、質問は前から行くのではなく、議論の前提となるような概念や、或いは少し難しい言葉などについてはまず確認をさせて頂くということで、資料2-1補足における「前提」という形に分類されているものですが、これを中心に始めたいと思います。そしてその後、4章というのが、具体的な項目ごと、施策ごとにご提案をとりまとめて頂いておりますので、4章の4-1、4-2、4-3、4-4という順番、そして5章というような区分で進めさせて頂きたいと思います。1章から3章の中の質問についても、前提のところでご質問させて頂くものが半分程度あると思いますが、残り半分につきましては、4-1、4-2、或いは5章において、関連するところでご質問させて頂ければと思っています。質問の順番、或いはやり方につきましては、いかがでしょうか。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

何かご意見はありますか。

(1)(2)(3)(4)は当然、こちらが書いたものに対する順番で並んでいます。今のお話は、前提があって、それから4-1、4-2、4-3、4-4、4-5とあって、5という順番でやっていきたいというご意見のようです。それで大体よろしいでしょうか。

児玉所長へのお願ひは、進め方は提案通りで結構ですが、ずっと皆さまが覚えてきているのは前の資料の番号ですので、今のこの質問はどこに関係するということをおっしゃって頂くと、皆さまも準備がしやすいと思いますので、よろしくお願ひします。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

今日頂きました資料2-2「河川管理者からの質問に対する各委員からの回答案」というのは、実は、河川管理者は今日初めて見るものですので、大変申し訳ありませんが、その前提でお話を頂ければと思います。

それでは、まず前提の中で、質問の番号で申し上げると(2)と(7)と(8)と(9)この辺りをまずお尋ねしたいと思います。

まず(2)ですが、これは言葉として、「自然文化複合体」という言葉、或いは「生態系的アプローチ等による総合的な方法」があります。この言葉の意味をもう少しわかりやすく教えて頂ければと思います。

それから、(7)に「物質循環」という言葉があります。「物質循環や安定性を含み、琵琶湖とそれに注ぐ川が一体化した、多様で強力な生態系機能の存在」とありますが、「物質循環」とはどういったことを指しているのでしょうか。これは、委員会でも同じような質問をさせて頂いております。その時に、生物が構成している元素の循環というようなお答えがあったかと思いますが、もう少し解説を加えて頂ければありがたいと思います。

(8)につきましても、「多様で強力な生態系機能の存在」というのはどういう内容かというのを、もう少し解説をお願いしたいと思います。

それから、(9)は、「集約的な農林業の成立(木地師など)」というのは、どういったことを指しているのかということです。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

(2)は私が説明した方がよいと思います。もちろん私の言っていることが、委員の方の全員のご意見であるとは必ずしも限りませんので、違う意見、或いは補足等がありましたら言って頂きたいと思います。

(2)の「自然文化複合体」という言葉は、1つ前の言葉がありまして、それは「生命文化複合体」という言葉です。もっと一般的に言いますと、1940年代の終わりから50年代の初めだったと思いますが、それまでにもそういう議論はアリストテレス以来あったと思います。ともかく、1945年から1950年頃に、アウグス・ティーネマンというドイツ人がある本(「川と湖、その自然と文化」)を書き、その中で、「水なくして命なく、水なくして文化なし」という文章を書きました。それは本の副題で、しかも第1章は「水なくして命なく」というのがあり、最後に「水なくして文化なし」というのがありました。その内容は多くの方が読んでおりますし、また読んでいない方でも、大体そういう考え方が一般にあるということをご理解頂きたいというのが1番目の前提です。

嘉田委員、「生命文化複合体」という言葉は、あれは5年くらい前に出たのでしょうか。

嘉田委員(委員会・琵琶湖部会)

1997年の世界古代湖会議です。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

1997年に、世界古代湖会議というのが開かれました。その時に、生物と文化の多様性の関係を議論しようということで開いた会があります。その最後に、我々がというよりは皆さまが作り上げた言葉が、実は「生命文化複合体」という言葉です。ライフカルチャーコンプレックスといったと思います。それは、今の水のような問題も含めて、特に湖、川、或いは特に琵琶湖等のような古くから存在している湖というのは、見事な自然文化というか、生命文化の複合体ではないかというのが議論でした。つまり、そこに生きている生物は、その長い歴史、琵琶湖の場合ですと400万年という歴史の中で、自分たち同士のお互いの関係、或いはその周りの環境の関係で、自分たちで作り上げてきた存在である、つまり歴史を完全に背負ってきている存在であるので、生命というのは1つ1つが勝手に位置するのではなく、歴史を持って作り上げられてきた複合体なのだというのが、まず一番にあります。これは皆さまがそう思うわけです。

それから、もちろんほとんどの水というのは人間にとって、先ほどの話のように、全部必要なわけですが、琵琶湖の場合は、人間がどのように湖、或いは湖の中に生きる生命を使い、或いはそれに恩恵を受けながらどう生活してきたかという歴史が、かなり長い時間

にわたって実際に証拠で上げられます。つまりきちんと説明ができます。それを見ていくと、人間の文化等というものが、生命の多様性みたいなものに対してどのように起こってきたかというのがわかりますし、それを守ることというか、それを利用していく中で、人間の文化がどのように働いてきたかということもわかります。そういう意味で言うと、人間の文化も含めた生命文化複合体というようなものが、琵琶湖、つまり古代湖の場合は典型的にあらわれますが、それは、やはりありとあらゆる水やら何やらのところでは、当然のものであろうというのがずっとありまして、それはなかなか上手な言葉だということで、それ以後、少しずつ私も、ここにおられる何人かの方も、流行らせておられるわけです。

ただ、生物に関係している、或いは文化に主に関係している方々は、生命という言葉の中に、当然に物理的、化学的な自然というものは全部入っているという立場をとります。しかし、従来、物理、或いは工学に中心を持っていた方は、生命というと生物だけで、その前に物理や化学があるではないかという話になるのが当然ですので、「自然生命文化複合体」という言い方を使おうかと提案したのですが、生命は自然の中に入っているのは事実なので、「自然文化複合体」という言葉を使おうではないかということになりました。

ですから、琵琶湖では水系は大変古いということですが、一般にこういった問題を扱う時には、個々の問題というよりは、それが自然文化の複合体として、いわば自己進化というか、お互いに自分たちで関係しながらつくっていったということを前提にして、いろいろなことを考えていかなければならないのではないかとということです。そのことは非常に大事な前提なのではないかという意味で、ここは、「自然文化複合体」という言葉を使ったという内容です。

今のように、アリストテレス以来、東洋では山海経以来かもしれませんが、水というのは命の源であり、文化も水によってでき上がってきたものであり、それがばらばらではなくて、全て複合してずっと歴史を持ってつくられてきたということを十分に基盤の上に置いた上で、いろいろな川や水に対する我々の作用や動かし方も考えなければいけないのではないかという意味で、「自然文化複合体」という言葉を使ったというのが内容だと思います。

それから、「生態系的アプローチ等による総合的方法」というのは、恐らく現段階においては2つの意味を持っているのではないかと思います。

1つは、例えば地球の空気中の酸素量等というものは非常に長い間における植物、或いは動物も含めた生物の営々たる作用、営みの結果としてでき上がってきたものです。つまり、環境というのは、実は、生命も全部含めたものとして長い間つくり上げられてきたものであって、物理的な問題だけで出来上がったところの端の方に少し生物がいるというような存在ではなく、全体としてでき上がってきたもの、それがまさに環境であるということです。それをいろいろな形で扱ってきたことが、いろいろな問題を起こしているわけであり、従って、そういう全体を総合的なアプローチとして考えなければならぬと思います。

「生態系」という言葉はいろいろ議論があり、私も一時期は反対したこともあるのですが、生命が実際に自然を全部つくり上げてきた、もっと言えば、最初は地球というのは物

理的自然だったかも知れないのですが、生命ができ上がる時から、要は生物を含めた生物的自然になってというような全体像を考えているので、そういった意味で、個々の部分ではなく生態系的というか、総合アプローチをすることが必要であるというのが、1つの言い方です。

ここまでは多くの方が世界的に、そういうものだとして理解して頂ける言葉だと思います。

もう1つ、実は、ここ10年、国連のユネスコ、或いは生物多様性に関する条約の機関であるCOP(生物多様性条約締約国会議)など、それほど私は知りませんが、ラムサールのような条約の会議等というようなところで、本当に総合的なアプローチをしなければいけないという議論をする時に、生態学的ではなくて生態系的、エコシステムアプローチという言葉がこの頃猛烈な勢いで使われるようになりました。むしろ、生物学等の学問の世界の人間が書いているのではなくて、政治家を中心とするところが、国連における政治家がエコシステムアプローチという言葉を使用する時には、そういう言い方がかなり強くなっているということが1つあります。

全ての物事の分析はもちろん必要なわけですが、それをやはりもう一度複合していく、総合していくということが非常に大事です。全部を分けていくというアプローチと同時に、彼らは全体論的といいます。相対として扱うようなアプローチというのがやはりどうしても必要であるということです。その場合には、やはり人間を完全に中へ入れた格好で物事を扱わなければならないわけです。例えばラムサールでしたら、多くの人は湖を中心とする何かの保全ということだけを考えるのかも知れませんが、人間のワイドユース、湿原を本当の意味で上手に利用するかという問題が入っているのと同じように、人間がどのように大事にして、生態系全体をどのようにしていくかというようなことを、つまり人間も含めた意味で、相対として、単純なる分析解析的方法だけではなく、いわば還元的方法がいけないと言っているのではないのです。還元的方法と同時に、全体的なアプローチも含めて行うということが、今後のいろいろな問題で大変大事であるということです。

そういったものの中には、例えば文化等という時には、科学的な意味での文化ももちろんですが、一方では、伝統的な文化というようなものを持っている価値みたいなものも、やはりきちんと考えながらいろいろ進めていかなければならないというのは、1992年の生物多様性条約においては、実は1行しか書いていなかった問題なのですが、その後、そういう問題が非常に強く言われるようになってきて、国連を中心とする政治関係の人たちは、生態系的アプローチという言葉を使用しています。ですから、そういうニュアンスを少し付け加えてあります。つまり、人間というものがきちんと入っているのだということを非常に言いたいのと、還元的ではなく、同時に全体的に物事を考えなければいけないのだというような意味を少し含めてあると、私は理解しています。しかし、後の方はそれほど、少なくとも日本の中で、或いは一般的な研究者に、そんなに広まっているという意味ではありませんので、あまり強くはいかないにしても、初めのようなやり方です。もちろん人間も、その生態系の中で生かされているというか生きている存在ですので、そういうものを入れた生命、自然、自然文化複合体というものを、その全体としてどのようにアプローチしていくかというやり方を、どうしても基本に置かなければならないのではない

かという意味であるのご理解頂ければよいのではないかと思います。

さて、特に最後に言ったのは、このところよくそういう場へ出されている私みたいなのは非常に変かもしれませんが、他の委員の方もつけ加える、或いはそうではないという意見がもしありましたら、その辺りをおっしゃって頂きたいと思います。或いは、児玉所長やその他の方で、今の説明ではわからないというのがございましたら、どうぞ遠慮なくおっしゃって下さい。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

文章の提出が遅れてしまいましたが、資料 2 - 2 の補足に少し文章で書かせて頂きました。今、川那部部会長がおっしゃったようなことを少し別の言葉で言いますと、自然文化複合体には 3 つのレベルがあるのではないかと、私は個人的に考えております。1 つは物、つまり物理、化学、生物というもののレベルです。2 つ目は社会組織のレベルです。3 つ目が精神文化のレベルです。それがまさに複合体なのだということです。

わかりやすい例でいくと、琵琶湖でしたらニゴロブナというフナがいます。ニゴロブナが成長するためには栄養分も必要ですし、ニゴロブナが暮らすための沖合の環境も必要ですし、産卵するためのヨシ帯や水田も必要です。そういう場に即応したニゴロブナという固有種がいて、それを鮎鮓に加工するという技術は地域社会、或いは専門の業者の中にあります。鮎鮓の起源はよくわからないのですが、何年くらいと考えたらよいのでしょうか。倉田委員、琵琶湖における鮎鮓の起源は 2000 年ですか。少なくとも 1000 年くらいは経っていますか。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

大体起源は 2、3 世紀ですから、その辺りです。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

2、3 世紀が起源ですから、もう 2000 年近くという時間の中で、それにプラスして精神文化の部分があります。例えば鮎鮓というものは祭りで使われます。有名なのが守山市の下新川神社、或いは草津市の下寺天満宮のすし切り祭りなど、そういうなれ鮓を祭りに使うといった辺りがわかりやすい具体例だと思います。

その他に、実は、琵琶湖そのものが自然文化複合体なのだというのが、かなりこの基本の哲学ではあるのですが、それを言うとあまりに抽象的なので、例えば、何気なく私たちが食べている鮎鮓 1 つにもそういう背景があるということが、説明としてはわかりやすいかと思いますので、少し追加させていただきます。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

他にはありますか。

取り敢えずそのようなところでよいということであれば、次へいこうと思いますが、よろしいですか。

(7)(8)辺りは特に一緒に対応できると思いますが、多くの方が書いて頂いています。出席されていないのですが、小林委員が書いておられるので、一応ご紹介して、違うというご意見がありましたら、皆さま言って下さい。

そのまま読みます。「生態系には構造的側面と機能的側面が存在する。生態系は、構造的には生物群集と太陽エネルギー、水、空気、土壌などの無機的環境とが相互に作用しあっているまとまりとしてみる事ができる。また、生物群集は何千、何百種類の生物が食物連鎖を中心とした、様々な複雑な関係で結ばれている。一方、生態系の機能は、物質の生産、消費、分解、分解産物の再利用という過程を平衡状態あるいはそれに近い状態に保つシステムが存在し、多様な生物が各過程を担っている。そして、水、炭素、窒素、リン、酸素、無機塩類などの物質の循環とエネルギーの流れとが、一つの系として存在している。したがって、生態系における『物質循環』とは、窒素とリンに物質が限られるのではなく、植物体や動物体等の有機物から土壌中や大気中に存在する無機物にいたるまで、多種多様な物質が包含される。また、『多様で強力な生態系機能の存在』とは、多様な生物によって、物質の生産、消費、分解、分解産物の再利用という過程が平衡状態、或いはそれに近い状態に保つ強力なシステムが存在する、ということである」というのが、小林委員がお書き頂いた内容です。今日おられませんが、比較的長く書いて頂いております。小林委員以外は川端委員も書いて下さっていますし、或いは三田村委員は、後で言うとおっしゃって頂いているところもありますから、他の方でもよろしいのですが、今の(7)(8)という辺りについて、追加して話して頂くことはありますか。

三田村委員(委員会・琵琶湖部会)

小林委員の意見ですが、狭い意味ではこれでよいと思います。委員会で私が回答した時も、いわゆる生物を構成する生元素の循環のようなものを指すのだと言いました。しかし、物質循環そのものの言葉としては、そういう答え方は適切ではありません。ここの文言の流れからいうと、生物を構成する元素の循環を指すということになりますが、物質循環そのものということになると、生物を構成する元素でなくてもよいです。地球上を動く元素、或いはその化合物であれば構いません。

例えば石灰岩地帯の秋芳洞で見られますが、地下の圧力の高いところの二酸化炭素が大気中へ出た場合には、炭酸水素カルシウムという形で炭酸カルシウムが溶け出します。それで石筍ができることをご存じだろうと思います。それもある意味での物質循環でありますし、そういう溶け出したものが炭酸系でしたら、水草に利用されて炭酸カルシウムになるとか、或いはサンゴのようなものに利用されて固形化されるとか、或いは海洋では、大気の大循環というか、今の地球の温暖化のようなものに絡んで、海洋の中でどれだけCO₂を蓄えることができるだとか、そういう議論もあります。或いはもっと広く解釈しますと、私たちが使っている化石燃料の増大みたいなものも、その中に組み入れるべきだという意見もあります。それから、最終的には石炭、石油になるような続成作用、そういうものまで物質循環に入れる場合もあります。ここの流れでいうと、多分、生物を構成している元素の循環だろうと思います。私たちはそれを区別して、生元素循環と言いますが、それで

よろしいでしょうか。

ただ、小林委員が書いておられる水は、水循環や水収支といった別個の表現をしますので、物質循環の中には入れない方がよいかもしれません。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

私は立場的にこの物質循環のところは、確かに化学とすれば今の三田村委員がおっしゃったような部分なのですが、今回、環境、或いは人の社会というものが関わってきますので、物質循環というのは、例えば食料として利用するとか、肥料としてまさに元素を利用するというようなところまで含めて、今、エネルギー循環のことをおっしゃいましたが、川と人間なり、湖と人間との物のやりとりというような解釈も可能なのではないかと思います。

それは、どう限定するかですが、私自身はより広く、食料なり肥料なりというようなものも含めて考えたいという意見をここで述べさせてもらいました。と申しますのは、琵琶湖の場合には、やはりここ数十年、食料なり肥料なりの需要の増減が、水質にも大変影響しているものですから、その人間の生産生活活動まで含めればどうかということ、ひとつ提案させて頂いております。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

私は物質循環に食料や肥料を含めることを否定したわけではありません。生物を構成する元素、即ち農業生産まで含めた、或いはそれに用いられる農薬だとか肥料だとか、そういうものを含めたものまでお考え下さった方がよいと思います。或いは私たちの生活の中での排せつ物だとか、そういうものを含めるということになるのかと思います。

仁連委員（琵琶湖部会）

質問項目の(9)だと思いますが、集約的な農林業の成立というところは回答するのはまだ早いですか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

(7)(8)(9)と3つ合わせて質問されましたから、どうぞ。

仁連委員（琵琶湖部会）

これは、集約的な林業が成立していないにもかかわらず、農林業と一括して扱うものですから、林業にも「集約的」が付いたのだと思います。そういう意味では私自身は、あまり正確な表現ではないと思うのです。農業は集約的でよいと思いますけども、林業には集約がかからない方がよいような気がします。

もし、集約的な林業が成立していたとすれば、林業ではないのですが、かつては里山のマネジメントとしては集約的な山林・里山管理というシステムが存在した時代がありましたが、現在はそういうものもなくなっております。ここでは林業に集約的という形容詞を

つけない方が正確だと思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

そこについては村上委員が何か書いて下さっていました。

村上委員（琵琶湖部会）

私もコメントをつけましたが、今、仁連委員がおっしゃったことに私は賛成です。

私も林業のことはあまり詳しくなく、はっきり集約的な林業が滋賀県において行われたという話は私も聞いていません。ここはコメントをつけましたが、基本的には集約的な農業ということでよいのではないかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

農業に対しては集約的という言葉は、世界はもちろんのこと、日本の中でもこの辺りは特に集約的だという言い方は十分できるというご理解でしょうか。

林業は私も知らないのですが、わからないのですが、例えば、京都の北山の台杉林業というのは、何か集約的産業です。それから、木地師の話が出てきたのは、どなたかが書かれたのを、私が、それもそうかなと思ったのですが、例えば、林というものと農との間の関係が、いかに見事につくられてきたかという問題があります。

おっしゃったように、今はそんなものは何もありませんが、いわゆる木地師のその祖先は、本当にはどうか知りませんが、宗教的なものは近江の東北の辺りにあるというような考え方があるということは、そういう林業等をいかに見事につくり上げてきて、少なくとも、きているつもりであったかということは、非常にはっきり存在していたことなのではないかという、そういう意味はあります。但し、現段階では、そのところは少しよくわかりません。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

私は委員としてこの部分を見落としていました。すみません。今から提案文そのものを撤回するような話になるかも知れないのですが、木地師というのはある意味で、山の七号目・八号目の上を、ほとんど手を加えずに利用するだけなのです。ですから、全然集約的でもなく、ここの文章には大変な矛盾があります。

あとは農業と林業、特に滋賀県の場合には、林業そのものということではなく、農業生産と複合的に、まさに物質循環的に関わったもので、今、里山という言い方をされていますが、「農林複合的」な利用だったわけです。ここは誤解のないように書いていけば、農林業の複合、複合的農林業の成立とした方がよいと思います。木地師というのはあえて残さない方が、誤解がないのではないのかと思います。

ただ、委員の方でこの言葉を入れて主張した方がおられるのだったらよいのですが、今の時点では少し突出していて、誤解をされる恐れがあると思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

きちんと覚えてないのですが、今日出席されていない委員だと思いますので、一応ご相談します。

しかし、今のお話だと、やはり集約的な農業は非常に大事だが、農林業ということになると、農林業全体としての複合体というものの存在という程度のところが大体だというご意見に近いのでしょうか。

その辺り、当然ながら、文章としてはいろいろ問題な点もあるでしょうから、直す方向で考えていきたいと思います。もう少し議論をさせていただきます。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

林業の集約という部分について、私は実は質問をしてみたかっただけなのです。

と言いますのは、今、京都の北山の話を出されたのですが、山の自然林を完全に杉林に、或いはヒノキに都合よく全面変えてしまうというのは、集約的林業だというとらえ方をした本があります。

ですから、そういうことから言うと、滋賀県に関してそういう地域があるのでしたら、あまり否定できません。ただ、木地師に関しては、これは嘉田委員のおっしゃる通りなので、少しまずいとは思いますが。その辺りはもう少し具体的にチェックして、所によってはそういうところがあるというのなら、あまり否定しなくてもよいのではないかという気がします。

仁連委員（琵琶湖部会）

ここで集約的と書かれているのは、最近のことではなく、古くからある伝統的な生業のあり方とか文化のあり方、暮らしのあり方、自然との関わり方で集約的と書かれていますので、今おっしゃられたこととは少し違うと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他には何かありますでしょうか。

あえて質問とは関係ない部分のことを言うと、質問(7)「物質循環」の後ろの「安定性」というのが、やはり物質循環を含めた1つの問題ではないかという感じもします。

小林委員が、あえて「平衡状態或いはそれに近い」と、大変奇妙なものをおっしゃったのも、実はその辺りのところにあるのではないかと思います。

本来の意味での安定性というものは地球上に存在しませんし、生態系も安定ではありません。但し、ある程度の幅で動きながら、その範囲をあまりに超えることは少ないという意味での安定性というのは、ある程度まで存在しているわけです。

これはこの前の時に申したかもしれませんが、安定性というのには大きく2つの意味がありまして、1つは外圧がかかった時に、他のものに比べて、あまり変わらない、比較的しなやかに対応することができて、外圧がなかったらすぐ戻る、あまり変わらないというような言い方が1つあります。それから2番目は、ある程度までダメージを受けたとして

も、それが復元する能力がかなり高いというようなもののことを、安定性が高いと言うわけです。

つまり、生態系の機能が非常に強力であるということは、物質循環が早いという問題だけではなく、その他に、今申した少なくとも2つの意味における安定性というものを支える機能が、他のものに比べて強力である、例えば水質浄化も含めて、自然のそういう力を使うことというのは、やはりこれから考えていかなければならない非常に大事な問題ではないかというようなことが、そこに含まれていた内容です。

生態系機能という時には、その量が多いというだけの問題ではなく、普通一般に生態系機能が強力という時には、物質循環が安定できるような強さ等というものも含まれているという理解がありますので、ここの安定という言葉が使われているのだと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

1つだけ質問してもよろしいですか。

今、川那部部会長がおっしゃいました、物質循環が安定していて多様で強力な生態機能が存在しているということは、これは琵琶湖と、それに注ぐ河川の現在の特性をおっしゃっているのですか。

と言いますのは、現在においても、琵琶湖とそれに流入する河川というのはこのように安定で、なおかつ強力な生態系が存在しているとみなしておられるのか、過去はそうだったとおっしゃるのか、そこだけちょっと確認したいのです。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

これは皆さま意見が違つかもしれませんが、私は、宮本所長は極めて微妙なところを突いてきたと思います。

つまり、非常に近い過去において、こういう能力が非常に高かったことは事実です。例えば、単純なことを言うと、魚だけでもあれだけの多くの種類があり、存在しているということ自身が、それをどのように残してきたかということは明白な事実なのです。

それでは今、例えば2001年1月から今までの間というようなことを言われた時にどうかと言われると、過去の状態に比べればそういう能力が落ちているのではないかと、大変心配していることは事実です。しかしながら、本当にそれが下がってしまったのかどうか、或いは、ある程度までの手を加えることによってそれを回復させることは、それこそ不可能なまでに下がってしまったのかどうかということになると、私のような大変ペシミズム的な人間でも、やはりそうではなくて、かなりの努力をすることによって、完全になくなってしまっているわけではありませんので、遺伝的に、非常に歴史的に長い性質を持ったものがいまだに幾つかいろいろと存在していることは事実ですので、それを戻すことは可能であると思います。もっと言いますと、可能であると考えて努力する以外に方法はないだろう、ここですらできないのでしたら、もうそれは地球上全部お終いだと思います。

というような意味で、おっしゃるところは非常に微妙なところで、現在も非常に健全な生態系であると、私は全く思っておりませんが、健全に戻すことができない生態系である

と言ってしまうのは明らかに間違いで、そうではない努力を相当な勢いですが、少なくとも、そういう試みをしてみないといけないのではないかと思います。

川端委員 (琵琶湖部会)

現在がどうかという話ですが、川那部部会長の意見に私も同意します。

というのは、一番象徴的なのは、琵琶湖には固有種が 50 種程度いるという話です。それは現存しているのですが、例えば捕獲の頻度が下がってくるとか、過去に見られた状態ではないものが現在起きてきているということです。そういう意味では、駄目になったというよりも、それが 1 つの特色の水系であるので、それを復元するなり、元に戻すなり、人間の手をどのようにそれに貸していけるかということが一番重要になってくるのではないかと思います。

ですから、結論的に言うと、ここで書いた生態系特性というのは、現在の状態として考えてもよいのではないかと思います。

河川管理者 (近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

次に行かせて頂きます。

少し飛びますが、19 ページにあります(35)です。今の話とも関連するかと思います、「予定表」という言葉があります。

これは、今のお話を聞いていると徐々にわかってきたような気がいたしますが、委員会での議論の中で、「予定表」という言葉ではなかったのですが、似たような言葉があったと思います。その時に、生物の遺伝子には歴史の刻印があるのだと、その生物は、歴史的に存在しないような状況にあっても、それには対応できないのだというような回答があったかと思います。そのことを指しているのかなという感じもするのですが、この「予定表」という言葉の持つ意味を教えてください。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

西野委員の追加のご意見がありますので、読ませて頂きます。

「ほとんどの動物(魚類、両生類、無脊椎動物)は、1 年のある時期に繁殖期をもつ。その時期は、餌が豊富で、十分なすみ場や隠れ場所があり、そのことを前提として、生物の生活史は成り立っている。例えば、多くのコイ科魚類の産卵期は春～夏にかけてであり、産卵場となるヨシなどの抽水植物帯が十分に発達していて、この時期のヨシ帯には餌となるプランクトンが非常に多い。また雨が降って、湖の水位が上昇し、増水した湖周辺の川や水路、内湖から濁った水が流入すると、それが引き金となって産卵行動やそれに伴う川や水路、内湖への移動が始まる。そのような生活史が、何千年と続いてきたわけであるから、現在のように、梅雨期に雨が降っても水位が上昇せず、産卵場となるヨシ帯の面積が少なく、その上、湖岸堤等で川、水路、内湖等への移動が妨げられるということは、彼らの『予定表』にはない。」と、そういう言い方がされています。

その辺りについて、どなたか意見をおっしゃって頂くことがありますか。

このような言葉は知って頂かないでもよいのですが、術学的に言葉を使うと、生物がある時期に、どうしてそういう要因でそういうことが起こるかということについて、生物学者は、究極要因という言葉と、近接要因、或いは至近要因という言葉を使います。

例えば鳥や獣でも、今の魚でも何でもよいのですが、なぜあのような時期に卵を産んで子供を育てるのだという疑問に対して、1つの答えは、あまり覚えていませんが、サインとしては夜の時間が短くなって、それが目から入って視床下部を通して、脳下垂体を刺激して、ホルモンが働いて、それで卵巣を発達させるということです。従って、例えば鳥が春に、初夏に産卵する要因、至近要因、近接要因は日長であると、例えばそういうようなことが起こっているわけです。

今度は逆に、なぜ秋ではなくて春に、初夏に産卵するのかといえば、西野委員が書かれたように、例えば、一番餌がたくさんあり、親が子供の餌をたくさんとることができ、従って、卵を産んで、ふ化させてやってえさを持ってくるとすると、一番子供が元気に育つことのできるような季節であるということです。これがもし真冬であれば、とんでもないことが起こるとということです。従って、えさが多いというのが究極要因であるという言い方があるわけです。

実は、進化の結果として生物がそういう性質を持ってきたということ自身は、究極要因で決まっているわけです。しかし、究極要因をサインにして彼らは反応をすることはできませんので、その反応は近接要因で決めるわけです。

そうすると、生物というのは、人間もそうなのですが、究極要因と近接要因が非常にうまくサインを使うことに成功した時に、初めてそれが行われるということになります。ところが、例えば究極要因と近接要因が完全に離れてしまうようなことになると、彼らはどうしてよいかわからないわけです。つまり、逆に言えば近接要因だけで動きますから、一番餌のないような状態の時に卵を産んでしまうかも知れません。そうしたらむちゃくちゃになります。大体、そういうものが存在しないというようなことも出てきます。そういう点でいうと、最近、鳥について非常に特別な例は、意見はいろいろ出ていますが、一般には微生物以外の生物というのは、主流が変わるためには、最低数千年という時間が要となっている程度には保守的ですから、従って、どうにもならないということが起こってしまうということです。

従って、いろいろなそういう変化を、少なくとも彼らがある程度まで許容できるような、つまり近接要因と究極要因とがあわせられるような状況を、その生物、ある生態系というものにとってある程度まできちんとしていこうということになると、どうしてもそれが基準になってしまいます。嫌だとおっしゃっても何をおっしゃってもそうになってしまうというのが、ここの意味の予定表です。

その予定表は大変困ったことに、すぐには変えられませんから、その予定表のせめてぎりぎりの範囲内では何かを考えてやるということが、生物や生態系を守っていくためにはどうしても必要なのではないかとということです。

極端なことでは、人間も、子供を産む季節は大体いつが一番多いというのがあるそうですが、例えばそういったことも、つまり動物以来のそういうものをある程度まで持ってい

るのだと言われていました。いろいろな意味で、人間も含めて生物というのは、そういう予定表をどうしても持ってしまうています。誠に残念ながら持ってしまうているという、そういう存在だということの意味です。

西野委員の意見で大体合っていると思います。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

次に行かせて頂きます。質問番号の(33)と(71)です。

これは、それぞれ、言葉の意味を確認させて頂きたいということで、(33)の方は「予防原則」です。これは調べましたところ、今、パワーポイントに出ておりますようなことであるという理解をしております。特にこの中で説明を加えて頂ければと思っているのは、「費用効果的な措置を延期する」とありますが、費用効果的な措置というのはどういうことを指しているのかということについて、ご説明頂ければありがたいと思っています。

それから、(71)の「リスクコミュニケーション」の方ですが、これは33ページの方にあります。これについては問いの方にも書いていますが、「リスク：人間の生命や経済活動にとって望ましくない事態が発生する可能性」を「コミュニケーション：正確な情報を行政、事業者、国民、NPO等全ての者が共有しつつ、相互に意志疎通を図る」という、そういうことであろうと認識しております。こういうことを河川管理に反映する時に、どういう反映の仕方があるのかということについても、あわせてコメントが頂ければと思います。

現在、徹底した情報公開というのは、河川行政としても取り組んでいるところですが、そういった方向をさらに強化せよということなのか、さらにこういったことも、ということなのか、あわせてお願いいたします。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

(33)については、川端委員が少し書いて下さっただけでしたが、何かありましたらおっしゃって下さい。

それから、後の方のことは川端委員と、それから中村委員が少し書いて下さっているようですので、その辺りからまずご意見を頂けますでしょうか。

川端委員(琵琶湖部会)

(33)なのですが、質問者側から、これでよいのかという話を書いてあります。これに対して私の答えは、これでよいのではないかというものでした。もし、補足説明が他の方からあればお願いいたします。

中村委員(委員会・琵琶湖部会)

(33)は、これでよいのではないかと思います。いわゆる「precautionary principle(予防原則)」と言われる部分で、どういう形で結果が起こってくるかということがわからない場合で、特に不可逆的な影響が起こる場合については、なるべく安全側で判断をするということ、1つは時期を遅らせてさらに新たな情報を得て、或いは新たな科学的知見を

得るような努力をした上で、判断を正しくすることができるという可能性も残しておくという意味ではないかと思えます。

あわせてリスクコミュニケーションの方なのですが、ここでは「化学物質をめぐるリスクコミュニケーション」ということが、具体的に文脈の中で出ております。

化学物質の場合には特にそうなのですが、リスクを持っていることまではわかりませんし、そのリスクを分析したり、或いは管理する仕組みをつくっていったりというようなところまでは、特に 1980 年代・90 年代は、どちらかという、そのリスクを生じさせる事象の責任者が一定の責任を持って判断をしていくということになっていたわけです。しかし、ここ 10 年ほどの間に、1 つはそういう事象を発生させる責任者、特に化学物質の場合には化学物質を生産したり使用したりする主体自体が、完全にリスクを把握し得ていないという状況です。

例えば、未規制の化学物質などというのは大量に出ているわけですが、そのリスク分析自体が十分行われていないということに対して、社会的な要請が非常に強くなってきて、そのリスクの情報の有無も含めて、その影響を受ける側が、かなり主体的に関与するような社会的な仕組みをつくってきたと言うべきだと思います。

これは河川管理の場合には、様々な化学物質が琵琶湖の周辺で使われておりますし、それから、そういった事故とか、或いは意図しない形で、化学物質が様々な経路を経て、生態系、或いは人の健康に思わぬ形で影響を及ぼすというようなことが実際にあるわけですから、そういうことを含めて、化学物質の問題とリスクコミュニケーションということが、河川管理の中でも非常に重要な課題になってきているということが 1 つです。

それからもう 1 つは、今回特に大きく出ていないのですが、この淀川水系の問題で、様々な自治体、或いは水道・下水道の事業者が、それぞれの責任の範囲の中で、事故、或いは別の形での化学物質の暴露ということに対する一定の責任を持った取り組みはしているのですが、それが流域全体として 1 つのシステムとなっていない、或いはなっている部分が非常に少ないのです。上流のある地点で特定の化学物質が事故等で流出したということに対して、いわゆるその危機管理というか、エマージェンシーとして対応するようなことは、事業者間の担当としてやることはあるのですが、常にそういったことを把握するような、河川のシステムとしてのリスクに対する対応の仕方、それにはリスクコミュニケーションを含むわけですが、そういうものが存在しないということは、1 つの課題として残っているのではないかとということがあります。

それから現在、リスクコミュニケーションとして非常に問題になっているのは、これも河川管理と直接関係がある場合もあると思えますが、例えば、環境ホルモンのように、事象自体が現在、研究レベルで様々な議論が起こっており、既に大きな影響が目に見える形で起こっているということでは必ずしもないのですが、社会的関心があまりにも大きな問題がある場合、そのリスクコミュニケーションが出てきた初期の段階では、情報のアンバランスが出てくるわけです。生産したり事業を行ったりする側が、あまりにも膨大な情報を持っていて、その情報を使ってコミュニケーションをすることによって、自己を正当化するというようなことが起こってしまっていることに対する非常に大きな反発が、やはり

社会の不安とか、或いは弱者、妊婦だとか子供などという立場でコミュニケーションというものを定義していくというようなことが、今大きな流れとして様々な形で議論されているということがあります。ある意味では、ここではコミュニケーションの手段を持たない者を代弁するようなリスクコミュニケーションというのも、暗に含まれているかも知れません。

例えば動物プランクトンというのは、人間の健康被害のリスクの数オーダー低いところで、その行動に影響があったり、或いは生態機能に影響があったりするわけですが、それはそのリスクがあるということは言えないわけです。しかも非常に微妙な形で、食物連鎖を通して、結果的にそういうことがあるのではないかとということが推測されるというようなこともあります。あえて話を広げると、生態系リスクにおけるリスクコミュニケーションというものも、重要な課題であるという言い方はあるべきかもしれません。

藤井委員（琵琶湖部会）

このリスクコミュニケーションと予防原則のところ、少し意見を言わせて下さい。

この間、地域の中で、滋賀県の周辺でも様々な化学物質の土壌浸透、飲料水への混入等があり、住民は結果さえも知らされずにいる、情報公開が遅れるということ、今なお、たびたび味わっています。

国では PRTR 法（化学物質管理促進法）が制定されて、その第 1 段階として、本当に少ない企業だと思いますが、22 を超える企業、しかも年間に 1t を超えるものという、少し甘い基準の 354 種類の化学物質が情報公開されます。しかし、情報が公開されるだけでは、そこに居住している住民には全く読み解けないのです。リスクコミュニケーションというのは、その情報が出た時に、本当にわかるものとして地域の住民の手に届かないといけないうのです。特に琵琶湖の場合は、土壌汚染、そして地下水汚染、河川に入るといった経緯もあると思いますし、たった 354 の化学物質ですら、今年の 6 月くらいから情報が出てきかけているのです。

ですから、ここに何が起きるかという、必ず起きるといふ予防原則のもとに、情報公開だけでは駄目と申し上げましたが、基本的には情報公開に基づいて、このリスクコミュニケーションは必須だと思います。それがないと、河川にとって重大な、さらに河川が注ぎこむ琵琶湖にとって重大なことが起きると思います。

ですから、予防原則という言葉とリスクコミュニケーションというのは、絶対にこれから大事な言葉で、残して欲しいというか、記述されるべきであり、そして河川管理者の中で、特にそのリスクコミュニケーションについて、流域管理の中でそういうような仕組みができないかと期待しています。

ちなみに、PRTR 法に関して言えば、大阪の市民が設立した環境監視研究所と、琵琶湖研究所、それから全国の NPO の中で、この PRTR 法から出てくる、化学物質を市民に知らせる法という、NPO の中でリスクコミュニケーションのありようを議論してみようというのが今始まりました。そういうことを含めて、特にこの琵琶湖の流域の管理の中に、リスクコミュニケーションが重要だと認識しています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

まず（33）の方は、予防原則ということについては、河川管理者はいわば当然だと理解しておられるように書いているので、それは思っておられるのですが、これは私が悪いのです。後ろの方の「リオ宣言原則15」で、今おっしゃった「費用効果措置を延期するための」というのは、日本語として私も本当にはよくわかりません。英語のテキストをちゃんと読んでこようと思ったのですが、できませんでしたので、やはり時間を本当に下さいということです。

というよりも、この点は恐らく山村委員が一番詳しいと絶対思います。この意味が何であるかというのは、本格的には英語の正文を見て頂かないといけません。この文章は確かに下手です。考え方に違いないというのはありますが、それは後にした方がかえってよいかもわかりません。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

これは水俣病問題などで随分議論されていることですが、深刻な、或いは不可逆的な危険の恐れがある場合には、完全な科学的確実性がたとえ欠如していても、科学的確実性の欠如をもって環境悪化防止のための措置を延期するための理由とするべきではないということ。つまり、今までの環境行政なり公害行政では、「科学的根拠がないから予防措置ができない」と言ってきましたが、たとえ科学的な因果関係が不十分な段階であっても、或いはそれを科学者が合意しなくても、危険性が高い場合には予防的に措置をしようという理解だと思えます。

ですから、そういう日本語を理解した上で、これを書きかえたらよいのだろうと思いません。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

嘉田委員、ついでですから教えて下さい。「費用効果的な措置を延期する」という意味が私にはよくわかりません。費用効果が高いものでもすら延期せよということではないのか、費用効果が仮に低くてもというようなことを意味しているのかというその辺りが、私にはよくわからないのです。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

法律議論残念ながらはわかりません。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

仁連委員、ご存じですか。

仁連委員（琵琶湖部会）

費用効果的というのは、コスト・エフェクティブなことだと私は思います。

いわゆるコスト・エフェクティブなことがいろいろあるわけですね。ですから、エフェクトがどれだけの経済効果を生むかは別として、予防的な措置というのはいろいろあるので、それをコスト・エフェクティブなものから順番にとっていきましょうということですから、どんどんそういうことをやるべきだという意味だと思いますが、日本語としてはまずいですね。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私も嘉田委員や仁連委員がおっしゃった通りではないかと思いますが、その辺りは、私も調べますが、山村委員かどなたか、やはり法律の先生にきちんと聞いて、調べて頂いた方がありがたいと思います。

それから（77）の方は、むしろその地域内でリスクコミュニケーションをどうするかという問題そのものになってくると、かなりいろいろな方がいろいろな意見をお持ちで、いろいろ説明をしていらっしゃる方がいます。特に寺川委員、村上委員、嘉田委員辺りからも詳細なものが出ております。

それは今やるか、それともそれはちょっと後回しにして、リスクコミュニケーションとがこの程度にして次のことに行くか、どちらか決めて下さい。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

書いてあるものは、またにしましょう。

仁連委員（琵琶湖部会）

今、中村委員も少しおっしゃったのですが、いわゆるリスクコミュニケーションの問題とハザードマネジメントの問題は、区別しておいた方がよいと思います。両方とも大事だと言われたのですが、藤井委員がおっしゃられたのはハザードマネジメントのことですか。

藤井委員（琵琶湖部会）

いや、両方です。

仁連委員（琵琶湖部会）

リスクコミュニケーションとハザードマネジメントをやはり区別した上で、きっちり両方位置付けないと駄目だと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

その辺りのところは、仁連委員がおっしゃったみたいにかなりきちんとしなければならぬことであれば、中間とりまとめを少し変えるか、或いは最終提言の時にどうかするかというところで考えさせて頂きたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

それでは次にまいります。番号で申し上げますと（3）と（4）と（11）です。（3）は5ページです。（4）は5ページです。

この辺りは、河川行政だけでなく住民もという考えに基づくところだと思っておりますが、（3）は「平常時においても緊急時においても、したたかに対処できるよう」とありますが、緊急時の「したたかに」というのはどういうものかというのは、以前に河川管理者の方からご説明をさせて頂いたことがあります。平常時というところのイメージが湧きづらいものですから、この点についてお尋ねします。これは住民自身がということですので、どういったことなのだろうかということなのです。

それから（4）ですが、これは新しい暮らしや、それに関する意識を生み出すのを助けるという河川整備計画というのはどういうものなのだろうかということなのです。これは同じようなことについて委員会の方でもありました。その時のやりとりの中で理解しておりますのは、河川行政に求めてもこういったことはできないとか、或いはそういうことに対応しようとするようになってしまうのだというようなことをきちんと言うといったことでした。或いは、ソフト的な教育啓発活動を行うことだというようなお話がありました。こういった理解でよろしいのかどうかということなのです。

そして、少し飛びますが、（11）です。これは環境面の問題が過去の環境を無視した治水、利水、利用、さらにそれにまつわる制度の結果として生じたということがあります。確かに、河川の治水、利水、利用に関する様々な不備があったことによって生じているというのは、これはその通りであろうかと思いますが、ただ、河川の中だけ、河川行政だけに頼った対策を講じてきたこと、流域内での対策が講じられなかったことが原因であることもまた事実ではないかと思っております。例えば水質で申し上げますと、河道内の自浄能力というのは、様々な河川事業によって低下してきたことも、これはまた事実ですが、逆に、流入してくる水質が悪くなっている、これは流域の中の人口や産業が活発化したというようなことがあり、これを適切にコントロールしてこれなかったというようなこともあるのではないかと思います。

この辺りについての認識を、この文章ですと若干ずれがあるように思いますので、お尋ねする次第です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

（3）（4）（11）の質問ですが、（3）だけ少し先に、皆さまのご意見、或いは一致しているところも含めてありますので、私からまとめて申し上げますと、「平常時においてしたたかに対処」というのは、少なくとも、文章上はまずいという意見は委員の中からかなりたくさん出ております。私自身も、そうかも知れないと思っております。ただ、そういう言葉を、緊急時だけではなくて平常時に、したたかというように言いたかった理由はあるということをご理解を下さい。つまり、例えば川と湖の関わりをどのようにしていくかとかというようなことが、緊急時にしたたかに対処することに非常に大きな意味を持つのではないかとというようなことが言いたかった内容なのだというのがかなりたくさんありました。

ついでに余計なことを言うと、私はこれが出た途端におもしろがって、したたかとは何のことかなと思って、いっぱい辞書を読みました。おもしろがって、本当に50幾つ読みました。あまりおもしろいはありませんでしたが、例えば分量が多いさまとか、程度が甚だしいさまとか、非常に強いさまとか、レンガでは真横にぴったりくっついていてはさまとか、何かいろいろなのがあります。これに関連しているような形でやはりおもしろかったのは、「物事の遂行が手抜かりなく確実であり、堅実で危なげがない」というのが、「したたか」なのです。確かに、言われてみるとそういう感じがあります。つまり、「何かの時に物事の遂行が手抜かりなく確実であって堅実で危なげない」ためには、そういうしたたかさを持つためには、平常時にはどういうあり方があればよいのか、緊急時だけでなく、平常時にどのように掲げたらよいかということを知りたいということは、言葉は確かに変わるかもしれませんが、そういうことはやはりあるだろうと思います。

それから、これは「けなげ」ということと同じだということがありました。これはおもしろかったです。つまり、かいがいいということや、殊勝だとか、奇特だということがありました。確かに言われてみると、したたかというのはそういう意味がやはり心の中にあります。

もう1つおもしろかったのは、見かけはそうは見えないが、相当の能力を持って、悪い方で言ったら、簡単にはこちらの思う通りにならないようなやつというような時に、「したたかな」と言うらしいです。悪い意味でいうと一筋縄でいかないということですが、そういう感じですか。つまり、いつもはそれほどがんばっているようではないのですが、何かの時になった途端に急に力が出るようなものをつくるためには、平常時どのようにつき合っていけばよいのかと、何か勝手なことを言って申し訳ないけど、そういう感じをどのようにして言えば、生かすような手段が、精神論だけではなくて、そのための何か仕組みみたいなものが平常時でも少しずつでも考えられないだろうかということを知りたいということでした。

それはきっと、したたかなというのを緊急時に使われたのが、実は「河川管理者」の方が先なので非常によくわかってもらえると思いますので、ここは総論ですが、そういう考え方で全体が動いているという意味だと理解して下さい。但し、平常時のしたたかさは、文章上は確かに少し問題かもしれません。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

補足の2-2のところに文章として書かせて頂いたのですが、例えば村上委員は、平常時のしたたかというのはあまり合わないと言って下さっていて、そういう意見が多いということも知りながら、私はあえてここで平常時のしたたかさが必要だということを書かせてもらいました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

何番でしたか。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

資料 2 - 2 の補足の 1 ページ目です。

新しい暮らし、これは (3) と (4) と関わっているのですが、住民自身のしたたかさというのは、生命、生活の保全という原理の上に成り立ちます。平常時においては、自分たちの暮らしに欠けていると判断される空間的広がりや癒しの場としての河川の活用、条件によっては河川敷の菜園的な活用とか、楽しみや祈りの場としての河川等も含めて、河川を暮らしの中での「意味ある場に転換していく主体的働きかけ」が平常時の関わりだろうと思います。

日常的に意味ある空間として河川に働きかけていることが、実は水害や災害時等の緊急時でのしたたかな対応の条件、或いは新しいライフスタイルの創造の条件となるであろうと思います。その条件としては、(1)空間の位置関係を身体的に知っていること。つまり、日常、川に出て、こういう状態だと、雨が降ったらこうで、天気がよい時はこうだということをして 24 時間 365 日、できる限り空間的に知っていることです。(2)そこでの協力可能な人間関係の基盤ができていないこと。1人、2人ではなくて、こういう時には、この人に声をかけたらこれが動くのだという社会組織の動かし方を知っていることです。(3)には、緊急の出来事に対して対処可能な知識と技能が身についていること。先ほど、川那部部会長が、「したたかな」には物事の進展が手抜きなくできて堅実であるという意味があるとおっしゃいましたが、これがこの 3 つ目の知識と技能です。(4)には、働きかけを行うための権限を付与する。こういうことは日常的に養われていないと、いざ水害だといっても無理なのです。このことをかなり条件として考えていかなければいけないと思います。

それを考える時に、私は何故こういうことを言い始めているかということ、つまり、かつて高度経済成長まで地域社会はいかに川を利用しながら守ってきたかということ、現場で 1 つずつ積み上げていくとこういう原理があっただろうということなのです。

今でも、もちろん水防組織等の機能の問題はあるのですが、いわば住民の日常的な対応というのを、ここで在地のリスク回避の工夫と言っています。この言葉は、実は東京大学の菅様という人が言い始めた言葉で、私は気に入って使わせて頂いております。そういうところで、いわば雨が降ると地域の水防組織が堤防周辺の見回りをすると、そういう時の日常基盤というのは、上のような 4 つのような条件があるだろうということです。これが実は後ろの方の、合意形成のための社会的システムであるとか、住民参画の条件とかいうところともきいてくると思いますので、私はあえてここで、平常時でもしたたかであって欲しいということを主張したいと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

言葉としてつくりたい、使いたいということですね。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

はい。除いてほしくないとは思っております。

川端委員 (琵琶湖部会)

嘉田委員の意見に賛成なので、ここで付け加えさせて下さい。そして、この文章を私が理解したのは、平常時におけるしたたかなつき合い、平常時における川や湖とのしたたかな関わり合い、そのように分解して読んでおりましたので、文章の違和感はあるといえはあるかもしれませんが、そのような意味で、これははっきりと書いた方がよいのではないかと思います。

今、嘉田委員のおっしゃったことの繰り返しになって申し訳ないのですが、平常時に川との付き合いがあれば、水害の時にどこに逃げていけばよいかとか、或いはどこが壊滅させられてしまう可能性があるのかどうか、そういうことがわかる訳です。ですから、日常的に川とのつき合いというものを密にしておけば、異常時にもお互いに連絡を取り合っ、被害を最小限にした対処ができる基盤ができるのではないかと思います。そういう意味においては、平常時のしたたかさというのが最も重要ではないかと私は考えました。

具体的なものとしては、それほど大げさに考えなくても、例えば遊べる、釣りをする、泳ぐ、そしてそこで物を食べる、話をする、それから皆さまがそこに集っているいろいろなことをする等、何でもよいと思います。そういう人との関わり合いが日常的にあることが最も重要ではないかと感じていました。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

他の方はいかがですか。先ほどの話も全部、言葉遣いが大分違っていたところがありました。したたかに対処するためには、したたかなやり方というのが絶対に必要だと、そういう意味であることを何かして少し文章を変えるかもしれませんが、まさに嘉田委員や川端委員がおっしゃって下さった内容も含めた形で置いておくというか、強調しておくことがよいのではないかと思います。

すみませんが、5分ほど休憩してよろしいですか。(4)と(11)は、江頭委員は委員会で議論済みと書いていらっしゃると思いますが、そのことも含めてということですので、倉田委員、川端委員、村上委員、それから嘉田委員の辺りから意見が出ていますので、少し休憩した後につけさせて頂きたいと思います。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは短い休憩ですが、15分再開ということをお願いいたします。会場後方に水をご用意しておりますので、どうぞご自由にお飲み下さい。

〔休憩 15:10～15:15〕

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

それでは、始めさせていただきます。

総論のところですので長くなるのはやむを得ないというところもあるのかもしれませんが、総論をやった後、4-1、つまり本当に具体的な河川整備計画のことも議論するという

ことになっております。私の話し方が長過ぎるせいだけかも知れないのですが、いつまでかかる、どれだけやれば済むのかわからないようなところがありますので、答えをできるだけ短く、しかし言うべきところを言うということで、できるだけご努力というか、ご協力をお願いいたします。

(4)のところは、先ほどの私の言い方で言えば、いろいろなライフスタイルの変化等について、そのための河川整備計画というような形で言うとする、それはどういうイメージかということが聞かれているわけですね。その辺りについてのところが(4)、それから(11)というところですが、どなたでも結構ですのでご意見をお願いいたします。

仁連委員(琵琶湖部会)

(4)と(11)は同じことだと思いますが、(11)からいきますと、結局河川の管理の仕方、或いは制度に全て環境問題の原因があるという書かれ方をしています。これはちょっと誤解を招きます。パワーポイントで表示されているグラフにありますように、環境へのインパクトというのはP(人口)とA(豊かさ)とT(テクノロジー)の3つの要素で決まります。Tだけを変えても人口がどんどん膨れ上がって、1人あたりの豊かさがどんどん大きくなれば改善はされないということになりますから、そういう3つの要素の中の1つであるという書きの方が正確だと思います。

以上のように考えれば、(4)は、いわゆる河川管理、即ちテクノロジーという面で全て解決できるのではなく、ライフスタイルという豊かさ(A)、それからどれだけ人が住むかということにも関わってきますから、この答えは 河川管理というテクノロジーだけでは全て解決しませんよ、ということになると思います。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

あえて言えば、現在までの旧建設省が行ってきた河川計画というものは、後追いという悪いかも知れませんが、かなりの部分に、何か前提となっていて、それをどうするというようなやり方の緊急対策がかなりの部分があったと思います。そうではなく、やはり逆に、これ以外のことはできませんということから始まって、その全体の計画がどのように変わるかということにも影響を及ぼすような河川整備計画そのものもやはりあるのではないかというのが、ずっと議論されている内容だと思うわけです。

ですから、ライフスタイルはこういうのでなければならぬというだけではなく、河川整備計画で非常にはっきりとそういうのではありませんということですから、例えば利水量の問題というのも、積み上げについては全部答えを出すというのが従来のやり方であったとすれば、そのやり方ではもうどうにもならないのではないかと、やはり河川整備計画の中に入れるというようなことではないかと思えます。

他にもいろいろなご意見があると思いますが、(4)、(11)について、今、仁連委員が非常にはっきりおっしゃって頂きました。それにも関連して何かありますか。村上委員が非常に具体的なことを書いておられましたが。

村上委員 (琵琶湖部会)

よいかどうかは別としても、ソフト対策の1つとして少し考えたことで、教育普及活動というのがありますが、要は川の現況というものが一般の人になかなか伝わりきっていないということが問題です。その普通の生活の中で、川の情報が簡単に手に入ってくるというルートをつくるのが大事であって、例えば、私は下流のことしかあまりイメージしていませんでしたが、琵琶湖の水位がどの程度下がっているということがある程度わかってきた段階で、そろそろこのくらい水を少なく使ってくれた方がよいというようなことを5段階くらいで評価しておき、それが天気予報の中で、「今日的生活節水必要指数は4です」みたいなものがニュースの中で流れるということがあれば、ふだんの会話の中で、「今日は指数4になったね」という話が出てくるのではないかなと思います。

これは先ほど嘉田委員がおっしゃったように、本当に川に接してということでないですが、普段、私たちの受ける情報の流れの中に、そういうものを組み入れていくというような工夫があった方がよいのではないかと考えて、入れました。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

仁連委員のご意見をもう一度繰り返して言いますと、(11)の質問のことはそういうふうに認識していかれるのが正しいのではないかと、
、
については、それは事実であるけれども、だからといってほうっておくのでは、河川整備計画としても非常にまずいことが起こるわけで、
や
のことは事実であるとしても、それをとどめるような手段を、何らかの形で河川整備計画の中に入れることができるものだけは徹底して入れるような方法で考えることが必要でしょうし、できないところはできないのだけれども、それはやはりアピールすることが必要ではないかというような意味で質問(4)へ戻るのが仁連委員のお考えだと思いますが、まさにそういうことなのではないかという気がします。違う意見があればおっしゃって頂けますでしょうか。

時間に限りがありますので、一応そういう回答とさせて頂いた上で、河川管理者の方から特にあればまた改めて議論したいと思います。なければ次の質問へ行って頂きましょうか。急いで申し訳ありませんが、忘れていたことがあれば是非おっしゃって頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

河川管理者 (近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

質問の(1)ですけれども、これは単に言葉の問題だけです-。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

すみません。これはミスですので、その指摘が正しいのであれば、その通りで結構です。

河川管理者 (近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

次に行きますが、16ページの(29)と26ページの(50)です。

「在地文化」というのが(29)にあります。在地文化について、これまでも触れられて

おりました。「『在地文化』とも言うべき地域社会の暮らしのありよう」を1つの基準とするということなのですが、これは目標とするという理解でよいのか、或いは「かばた(川端)文化のような暮らし」の復活ということなのですが、これはどういうことをすれば復活していくのか、或いは復活を目指して何かをするということなのか、この辺りについての質問です。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

これについては嘉田委員がちょうど書いておられますので、嘉田委員からおっしゃって頂くのがよいと思います。

嘉田委員(委員会・琵琶湖部会)

スクリーンに写真を出して頂いていますが、質問番号(29)の「在地文化」と、それから(50)の「かばた(川端)文化のような暮らし」、それから1955年を起点にするというのは、複雑に入り組んで、根底は近いものがあります。資料2-2補足の4ページに、「在地文化とは」と一応ざっと説明していますが、ポイントとしては、「地域固有の生態風土的条件の下、世代をこえて個別の地域社会で人的に継承され、保全され、生きて楽しまれてきた土地固有の文化」、「このような文化をあえて現在主張する理由は以下のようなものである」ということで、ある意味で日常的であるがゆえに、ほとんど保全されなかったというようなことを以下書いてあります。

例えば、天然記念物という言い方がありますが、これはホタルにしる樹木にしる、特定の「もの」しか扱いません。それに対して在地文化というのは、その土地に根差しているがゆえに、生態条件と地域の社会・文化的条件を入れ込んだものというような解釈です。

今、実は文化財の定義というのを国の文化審議会で行っておりまして、そこでもこの話が出ております。ですから、文化財というのも少し生態と関わるというような流れになっております。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

嘉田委員、申し訳ないですが、質問の内容が、基準とは具体的にどういうことか、そういうことを目標とする理解でよろしいかという話になっておりますので、在地文化を説明をなさりながら、この質問に答える形でおっしゃって頂けると、もっとよいと思います。よろしくお願いします。

嘉田委員(委員会・琵琶湖部会)

はい。私の意見としては、基準というのをどう捉えるかなのですが、関係性としての基準であって、特定の要素なり、或いはこのものをつくったらよいというものではない、まさに関係性なのです。ここを外すと、あちらこちらに、かばたがいっぱいできるということが既に起き始めております。そこを行政的に間違わないようにして頂きたいということです。ですから、かばた(川端)というのは、「集落内部の水路や小河川での洗い物や子供

たちの遊びを可能とするような石段のある洗い場、かばた、かわと、みずや、かわや等地域により多様な名称がある。」これは、ある意味で象徴なのです。人と水が近い象徴であるということで、そういう川は「里川」とか、「里中川」、或いは「使い川」等とも呼ばれ、水道が普及する前の、特に日本のような水田があるところではたくさん使われていたということで、この復活に向けてということの具体的に質問がありますので、どうしたらよいかということを書いています。

4点挙げていますが、つまり「認識の問題」、「社会組織の問題」、それから既存の施設の「維持管理の問題」と、必要な場合の「新しい施設の設置」です。認識の問題としては、自然の水を使う暮らしは遅れていて不潔であるという、いわば近代的な環境観の見直しです。これは社会全体の問題ですから行政の問題ではありません。それから、工学的管理を理想とする、そういう認識の問題です。その背景に、実は社会組織、地域とか家族の中で、そういうものを前向きに評価するような社会組織の問題があります。あとは、その社会組織が認識しないと、こんなもの古いから埋めてしまおう、使わないから埋めてしまおうということで、ほとんど失われているわけですが、それを改めて考えてみて欲しいということです。これもまた全て関係性なのです。ですから、個別の特定の箱だけをつくったり、特定の施設だけつくったりすればよいということではないので、行政的には対処しにくい話かも知れないのですが、そのような提案です。あくまでも個人的な意見ですので、他の方のご意見もお伺いできればと思います。

参考資料として、ここにもありますが、かなり琵琶湖の場合には、大きな集落から外れたところでこういうものが残っております。その写真集も今日1つお持ちしましたので、よろしければご覧になって下さい。これは新旭町の詳図を写したものです。ただ、河川整備計画とどこまで関わるか、これは大体、農業用水とか集落の小さい水路ですので、まさに一級河川とか、直轄河川ではないその周辺領域のことである可能性もありますので、そのあたりはまた行政的に振り分けをして頂けたらと思います。ただし住民にとって最も近いのは水路や溝など小さな水の場です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

川端委員、村上委員から何か言うというのが書いてありましたけど、今の嘉田委員の説明でよければそれでよろしいですし、他に特にあれば何かおっしゃって下さい。

川端委員（琵琶湖部会）

文化的な人間ではないのですが、私は基準というのは、こういう基準があるべきだということではなくて、こういう水とのつき合い方も大切にされた方がよいという1つの例としてこれを扱えばよいのではないかと思います。これを目標にしてしまうと、具体的に私たちが水とつき合っていく時に、その時間はあるのか、それからどのように使えばよいのか、様々な問題があります。ですから今、1つは、こういうところにも人間が近づいていく、いつも身の回りにある、そして水の意味というものがわかっていけば、それを現在の河川、或いは現在の私たちの水とつき合いの中に反映させることができるのではないかと思います。

す。つまり、これはとりまとめの序文に入ってきててもよい、全体の思想的な背景の1つと考えたらよいのではないかと思います。個人的に言いますと、私の日常生活からいうと、これを実践すると全て歯車が狂ってしまうというのが現実です。では、それがよいのかどうかというのをもう一度考え直したらよいのではないかという提案としては非常に貴重なので、この文言はとても大切だと思っております。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

大体理解したような気になっております。それでは次にまいりたいと思っておりますが、15ページの問いの(26)、それから20ページの(36)です。

(26)の方は、これは「川や湖の本来の姿」ということです。これは議論し出すとなかなか時間がかかるので、今後のやりとりも含めてわかってくると思っておりますので、今お答え頂かなくて結構です。

次の(36)の方ですが、これは今のお話とも関連しますが、1955年を基準点とするということの、ここの考え方です。質問といたしましては、1955年に戻るとということなのか、或いは質問の中に図を書かせて頂いておりますが、1955年の時点で仮に我々が現在と同じだけの知見を有してもう一度やり直すことができたならば、全く今と違った世の中になるであろうから、その差を埋める方向で現在努力をこれからしていくべきだという意味で基準点とするということなのか、この点についてお伺いしたいと思っております。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

(26)、それから今の(36)というところ辺りはいろいろな方がおっしゃって下さっていますが、倉田委員、川端委員、寺川委員、三田村委員、村上委員、或いは中村委員からは図を頂いておりますが、図は一番後にしましょう。今、名前を申し上げた方、その他含めてよろしく願います。

村上委員(琵琶湖部会)

先ほどのかばたの話と非常に通ずるところがあると思っておりますが、ここで、「琵琶湖とその周辺の水系の今後の理想的な姿」と書いてあるのですが、ここでいう姿というのは、実際に水がどれだけあるかとか、どのくらいの水が流れているかとか、そういうことだけではないと思っております。以上に加えて、先ほどから話が出ている、人との関わりという部分が入ってきているのだと思っております。私はこのコメントでは、資料のような定量的な図で示せるようなものではないと思うと言ったのですが、ある意味でこういう比較をすることはできるのかも知れないと思っております。ただ、この評価軸を1つのある評価で総合的にどうできるというものではありません。川的美観であるとか、近くに住んでいる人がどのくらい川のことをよく知っているかとか、そういうこともこの評価軸には入ってくると思っております。その時の河川の状況、そこに関係する生き物、或いは人の状況というものそれぞれを当時の時と比較してみて、評価はできるのではないかと思います。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

私は資料 2 - 2 の P14 から P15 にかけて非常にわかりやすく書いておりますので、説明の必要がないので一言で言いますと、生態循環のシステムを維持し得る川、これが川や湖の本来の姿ということになると思います。できるだけそういうことが維持できるような湖や川を本来の姿と考えたいのですが、それでよろしいですか。あとは文章を読んで頂ければよいと思います。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

本来の姿に、具体的な共通の認識はないと思っているのですが、本来の姿という文言は共通の認識があるのだらうと思います。私の解釈では、例えば河川でしたら、その場にふさわしい川というのが本来の姿だらうと思います。もう少しわかりやすく言いますと、アマゾン川はアマゾン川の形態が本来の姿ですし、或いは大湿地帯のパンタナールだとかというのも本来のその湿地河川系だらうと思いますし、或いは日本の球磨川等の急流河川はそれが本来の姿だらうと思います。それを全て同じような考え方で管理して、或いは手を加えて、それで構造物を同じようにしていくという考え方はいかがかということだらうと思います。

河川管理者 (近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

あえて言わせて頂きますが、川ごとに全く同じものでなければならぬとか、そのようなことは決して思っているつもりはなく、例えば 1 つの具体的な川を指しても、その本来の姿というのが我々河川管理者の中で議論してもかなりずれがあったりします。そういう意味で、どうなのでしょうかと、こうお尋ねしたわけです。違う河川が全く同じであるとか、そのようなことは毛頭思っておりません。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

でも残念ながらそうでないところが若干あるのだらうと思います。そういうところが幾つかの問題点を生んでいるのだらうと思います。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

これも、委員としてここに出る前に私は意見を申し上げるべきだったかも知れないのですが、この書き方が誤解を生むかなと思っていました。1955 年を基準点とすると書いてしまいがゆえに特定の年になってしまうのですが、この議論としては、どちらかという高度経済成長前の昭和 30 年代ということで、年代論だと思っています。特定の年ではなく、年代譜あるいは時代論です。

昭和 30 年代というのは、例えば琵琶湖周辺に 80 万人が既に住んでいました。その前の大きな転換点というのは弥生、つまり農耕を初めてからその後、昭和 30 年代まで 80 万人の人が住みながら、湖水も浄化せずそのまま飲んで、魚もたくさん捕れ、漁獲高のピークは昭和 30 年代でした。それで、ほどほどに暮らしも成り立っていたというような複合的

な時代というものが、1 つのいわば共通イメージであろうと思うわけです。ですから、この書き方は誤解を生むと思います。もし可能ならば、高度経済成長以前の昭和 30 年代を 1 つの共通目標としてとすべきかと思います。但し、当時どういう議論がなされていたかということもあわせるべきだったと思います。つまり、あの時に BST (琵琶湖生物資源調査) 等で調査が行われ、生態系の調査等も行われました。けれども、その時に沿岸域を重要だという指摘を研究者が行っても、行政も誰もそのことを採用しませんでした。そして、日本中がアメリカ式の大量生産、大量消費、大量廃棄というものにあこがれていたわけです。ですから、時代論なり世代論として、いわば「あの時代」というのを少し考えます。では、他に基準点というか、他に琵琶湖なりのメルクマール (基準) というのでしょうか、もう弥生時代に戻るわけにいかないの、ある程度、人がそれぞれに共通項の持てる時代に設定すべきかと思います。しかも、既に切迫した危機的な生態条件としてありますから、将来に対して漠然と架空の絵を書くわけにいかないのです。そういう意味で、皆がある程度経験をしていて、記憶もあって、共通社会認識の描きやすい昭和 30 年代というのが 1 つの目標になると思います。但し、しんどいところもたくさんありました。皆さまあの時代から逃げ出したいと思って今があるわけですから、一方的に理想として描くわけではありません。そのようなイメージです。文章に書いていなくて申し訳ありません。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

他の方、いかがですか。部会長の席でなくて委員の席に行って言いたいことがあるのですが、申し訳ありませんが、部会長席で言わせて頂きます。

ここでは本来の姿にせよと言っているわけではないのです。本来の姿というのを考えるという意味における本来の姿は、私はやはり、まさに自然の、人間が関与していないというのは 1 つの姿に違いないと思います。と同時にもう 1 つは、かなり歴史的に言うと、嘉田委員が今先ほど話をされましたように、非常に長い間、幸か不幸かつながってきていて、ある時から急に変わったというのがあるとすれば、その最後の辺りのところが 1 つの基準になるというの、これまた確かなのではないかと思います。ですから、そういう意味では、本来の姿というところをどう感じるか、考えるかという時には、その 2 つの基準になるのではないかと、私は思います。

それから 2 つ目には、たまには嘉田委員たちと違うことを言わなければならないので言うのですが、1955 年というのは、その言葉自身が問題ですが、その上にも書いてあるように、やはり少なくとも開発計画の出発点ないし高度成長期直前にあたるという点は、まさにそれは同じなのです。非常にはっきりと日本中や京都の市内、私の生まれ育った都会は別ですが、いわゆる田舎と言われたようなところは、1952~3 年から 1960 年にかけて猛烈な勢いで変わったことは、まさに昭和 30 年代という言い方だと思います。ですから、1955 年時点といってもよいですが、そういう内容のことです。

それから、目標ではなく、やはりそれは基準点なのではないかという気がします。何故、その 1955 年、特に開発計画の出発時点になったかというのは、その上に書いてあることをやはり私どもは考えないといけないのではないかと思います。これは個人的に言え

ば、いわゆる琵琶湖総合開発計画、25年経って、計画の終了時の基調講演が何かの時に言ったことですが、つまり歴史にクレオパトラの鼻はというのは殆ど意味のない存在だけでも、しかしあの時にどうであったらどうするかというのは、戻せという意味ではなくて、基準として考えるということは必要だろうということです。もしも、今考えてこうすべきであると考えたものと現状がかなり違っているとすれば、それを修正するというにはある意味で当然なのではないかということはあると思います。

そういう意味で、目標がどこで、目標が1955年であるとか目標が昭和30年であるではなくて、やはりそこから物事を考え直さないといけないということはあるのではないかと考えています。

本当に、自然というのはどのように言ったらよいかというのを言うのは、ある意味では私自身もまだ写真で見せることはできても、言葉で言うのはできないと思ったりしたことがあります。どうしてもできないことがありますから、「河川管理者」がお困りなのは非常によくわかります。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

昭和30年代を目標にすると言われるとまた1つイメージが湧くのですが、昭和30年代を基準にすると言われると、そこはよくわからないのです。ぴんと来ないのです。昭和30年代と現在を比較すると、人口が違いますし、土地利用が違いますし、産業構造が違いますし、まさにその時の人間の考え方も全然違うわけです。その昭和30年代を基準として、これからの河川整備、或いは琵琶湖の整備を考えるということはわからないのです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。他の方がいいでしょうか。申し訳ないのですが、私には目標だといったらどのようにわかるのかがわかりません。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

例えば、目標だとすると、昭和30年代の琵琶湖の水質、或いはその時の琵琶湖の形状というのは、1つの核として具体的に出てくるわけです。ところが、30年代を基準にしてこれから物事を考えるというと、どう考えていったらよいのかが、私にはちょっとわかりにくいということなのです。

仁連委員（琵琶湖部会）

多分、このような質問で出たら答えられないのです。ですから、今おっしゃられたような、例えば人口をどれくらいにするとか、或いは土地利用をどうするかとか、そんなことではなくて、琵琶湖周辺の開発以前の長い歴史の間で形成されてきた人と琵琶湖とのつき合い方の関係性、そこから学ぶべきだと私は思います。ですから、かつての姿へ戻すのではなくて、昭和30年代以前には、人と自然が長い間安定してつき合ってきた何らかの関係性があります。その中で維持すべきものもありましたし、解決すべき問題もあったわけ

です。解決すべき問題としては、琵琶湖の周辺とで水位が上がって洪水に見舞われるということが非常によくありました。それは、その後の開発というか、治水によって改善されてきました。しかし、それによって失われたものもあるのです。

従って我々が今、基準とすべきというか、学ぶべきことは、それ以前にあった人と自然との関係性というものをいかにすべきかということです。もっと人は水というものを大事にしていました。そういう構造ができたというのは、人と水との関係性がそういう形、そういう構造になってあらわれたと思いますが、そこをどうつくっていくかということが、これからの河川管理やライフスタイルを営んでいく住民としての責任としてあるのだらうと思います。もちろん人口のレベルは違いますし、産業構造も変わっているし、人々の考え方も変わっているのですが、その中で、人と自然との関わりで取り戻すべきものを考えた上で、我々はこれからのことを考えるべきであると思います。ですから、現在の時点から1955年の時点に戻しなさいというふうに、ここに書かれていることから読み取ると誤りになります。そういうことを言っているのではないということです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

宮本所長のおっしゃったのは、はっきりしているという意味ではわかるのですが、例えば目標に仮にしたとすると、いくら目標にしてもできないという感じがあるわけです。私は、できないものは目標にはならないのではないかと考えているところがあるのです。ですから、今のように、つまり関係性という言葉自身が大変わかりにくいという言葉でもあります。例えばその時の関係性を目標にすると、その時の自然文化複合体にすることを目標とする、という目標であれば私はわからないことはないです。ただ、1955年の琵琶湖の状態を目標にするという、逆に言うときちんとできないだらうから、できないのなら失敗だったという話には、やはりあまり意味がないのではないかと考えたということです。そういう点では、目標という意味を私の方がきつく考え過ぎているのかもしれない。

ただ、ここに村上委員が書いている内容によれば、当時の湖と流域が持っていたそういう価値というものを取り戻す、目標にするというような、やはりある程度の抽象性がどうしても必要なのではないかと考えてこう言っただけでしょう。そういう意味で嘉田委員にも少し言葉を補足しただけで、もう少し何かあればその目標というのは、一方では、はっきりする言葉かもしれない。

他の方、その辺りをどう思われますか。少し言葉としては、やはりいろいろ考えてみないといけないということなのかもしれません。或いは、中村委員、図をせっかく書いてきて下さったので、あの図くらいは、少し説明して頂いた方がよいのではないですか。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

資料2 2の19ページの下に「私も良く分からないが」でスタートして書いています。次のページに図があるのですが、仮に琵琶湖の状態、集水域も含めて大きく変化した原因として3つ軸を考えるとします。1つは水をコントロールして使いたいということで、堰の問題だとか湖周堤だとか、そういうX軸があります。それからY軸というのは、産業活

動、都市活動を活発にするために、いろいろな立地だとか、もちろんここでは水の利用のシステムというようなものも出てくるわけです。Z 軸というのが、山林、山地、農地も含めた土地利用の変化ということで、そういうものが湖の利用価値を高めるためにはやはり大きくなるわけです。その軸に沿って大きくなっていくということです。

大きくなっていく結果として、斜めの太い矢印が仮に、生み出された社会的な便益といえますか、我々が享受する便益だということにした時に、それに伴って四角いボックスの部分ができてしまいます。このボックスの部分というのが汚染で琵琶湖に対するネガティブなインパクトだとすると、今それが問題になっているわけです。その四角いボックスをどうしても小さくしたいということになると、当然それぞれの軸を逆向きに帰って、例えば昭和 30 年代の土地利用の状態にするだとか、水のコントロールの状態にするだとか、産業、都市活動の状態にするということでも汚染も減るけれども、いろいろな昔の状況に戻ってしまいます、これでよいのですかということです。ですから、我慢して水へのストレスを減らすということになるわけです。

そうでは多分ないのだろうと思います。それを示したのが下のグラフなのですが、琵琶湖を保全するということは、左側の矢印とボックスの大きさはそのままなのですが、太い斜めの矢印はそのままにして、ボックスだけを小さくしたいということなのです。これは、土地利用、水のコントロール、産業・都市活動それぞれの軸を、上の図のように矢印を後ろ向きにして、産業・都市活動を後退させてしまうということではできないわけです。できるのは、多分この軸そのものを変えていかないといけないのだろうと思います。大幅に変えていくということではなくて、例えば、既に今我々が議論していることなのですが、農業の仕方を変えとか、森林の水源涵養機能を強化するような取り組みを合わせてやるとか、それから生態系へ配慮しつつ、かなり高度な水コントロールの仕方を新しいルールとして取り入れるとか、負荷をなるべく発生させないようなライフスタイルを含めた軸で、水はコントロールするわけですからこの軸は大きくなっていくのですが、結果として、四角いボックスの方は小さくなります。斜めの矢印そのものは、そのままの大きさで保たれるのではないかと思います。図の書き方を四分球にしているのは、軸が変わってきていますから、それに伴って表現の仕方を変えたのです。この辺りがわかりにくいと言われたりします。

いずれにしても、昭和 30 年代に戻るために状態を元に戻すということではなく、一番下の図になりますが、様々な知恵とか技術とか新しい仕組みとか思いとか心がけとかというようなものが入ってくるのだろうと思います。これらが、実は昔からあった関係性だとか価値観とか失われたものであって、そういうものが入ってこなければ、この軸を変えることはできないと思います。いろいろ「きれいな琵琶湖」だとか「なつかしい琵琶湖」と書いてありますが、こういうことは、実は一旦失われたのだと思います。失われたのですが、今非常にそういうことに対して反省もあり、こういう軸を変える原動力となっているのは、実はこういうことなのだろうと思います。ほんの小さな心がけだとか習慣だとか価値観とかというものが、かなり我々のような技術的な取り組みをする人間にとっても後押しになるというか、そういうものが新たな知恵だとか技術だとか仕組みづくりの背景に出てくる

のだと思います。そこを求められていると理解するのかなという趣旨です。非常にわかりにくいと言われたり非常によくわかると言われたりするので、この図はあまりもう出さないようにします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

何か特に他になければ、総論はここで一応終わりでしたか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

そうです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

では、早速4-1に行きましょう。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

はい。この点については河川管理者の中でまたよく議論したいと思います。

4-1ですが、7ページの問いの(10)です。「水がめ」という表現があります。これは、部会としては、今日も議論がありましたが、琵琶湖については利水だけではなく、様々な機能があると認識されていると思っております。私どももそう思っておりますが、ここであえて「水がめ」というような表現が出ているのは、そういう側面もあると、こういう意味なのか、何か特別な意味があるのかということです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

すみません。「水がめ」については多くの方から変えるようにと言われました。これは、カッコを付けて書いているのは皮肉のつもりでしたので、今のように理解して下さっているということは、非常にはっきりした段階では変えることの方が至当ではないかと思いません。作成の段階でそう言われ続けてきて、琵琶湖部会の委員たちもその通りであると思ったということの反省なり何なりはやはりあるということをお願いただけのことです。変更します。ご迷惑をおかけしました。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

それでは次に、琵琶湖の周りの治水の話ですが、番号で申し上げますと、(5)、(14)、(27)です。(5)は6ページ、(14)は9ページ、(27)は15ページにあります。

まず(5)です。琵琶湖が「洪水の自然調節」とありますが、これはパワーポイントにも出ておりますように、以前に瀬田川の洗堰の操作の仕組みを説明したと思います。現在の琵琶湖については淀川の下流を見て、そして琵琶湖の周辺を見ながら定められたルールに従って行ってありまして、自然調節ではないと認識をしております。

それから(14)ですが、明治以前から瀬田川につきましては浸水の被害に苦しめられてきていました。それが明治以降、毎秒50トン程度しか流されなかった能力が次第に拡大し

てきております。これは明治以降、何度か大きな経過がありました。現在も行われているものです。これに合わせて湖岸近くまで土地利用が進んだという認識があります。これについては、戦後の食料増産の時代に湖面を埋め立てたということ、それから琵琶湖総合開発で湖岸堤ができたということがあります。こういったところで湖岸堤近くまで土地利用が進んだということ、この2点があるのではないかと考えています。これは認識を確認する意味で示しております。

そして(27)ですが、これは私どもがこれまで行ってきた河川事業を一言で申し上げると、制御し拘束する人工的な空間をつくってきたというご指摘です。しかし、琵琶湖の周りの状況は湖岸堤があるところもありますが、湖岸堤がないところもたくさんあります。過去から琵琶湖の周辺での洪水というのは、湖の周辺が琵琶湖の水位に連動して浸水をするというようなこと、そして、それと合わさって琵琶湖に流入してくる河川が溢れる、或いは琵琶湖の方に流れ込まないというような状況で浸水が発生する、こういう形態がありました。これは、現在もこういった形態で残っているところもあります。これに対して、湖岸堤をつくり堤防をつくっているところもありますが、これも完全に浸水を排除したものではなく、流入してくる河川の水の量が多い時には琵琶湖の水位に連動して浸水をするというような状況があります。

従いまして、これをもって自然の変化を尊重しているとはまでは言いがたいかと思いますが、完全に制御、拘束しているかということ、それについては琵琶湖の周りではやっていないと言いますか、やれていないと言いますか、そういうことは目標にしていなかったという事実があります。本来の自然の変化を尊重しているとは言えないという意味ではご指摘の通りかもしれませんが、あえて事実関係ということで、こういうことがありますということをお知らせする次第です。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

ありがとうございました。(5)は、人為的な調節が行われているというのは事実であるし、それを否定するわけではないということだと思います。しかし、まずは、自然的にあるような湖が存在しているという状態のもとに、洗堰建設以前であったとしても、それは淀川のいろいろな問題に対して、洗堰がないという状態に比べれば、非常に大きな平滑化流量調節機能を自然に持っていたということだけは、明白な事実であろうといえます。

ある意味でいえば、私は大変、ある意味で幸いだと思っているわけですが、人為的に完全にあれをダムとして使うことは、むしろできないと言ったらよいのかもしれませんが、或いは自然の状態をある程度まで、量としては踏まえた上でのことしかやれてこなかったということは事実なのではないかと思えます。ですから、洪水の自然調節等の、淀川流域の平滑化と流量調節に寄与してきたというのは、地形的特性そのものとしても、まさに事実なのではないかというのが理解であるようで、江頭委員、川端委員等も、そのような言い方をしていらっしゃるところではないかと思えます。自然調節そのものではないということは現状においてそうであるということ、それはその通りだと思います。

特に他になければ、(14)について、どうぞいろいろ意見をおっしゃって下さい。書いて

頂いたのは寺川委員、村上委員、中村委員などが、各々一部分について何かご意見を頂いていますが、そんなに長い文章ではありませんので、他の方も含めて、(14)について何かありますか。

長期的に湖水位の低下傾向が続いているというのは、以前に西野委員が何かおっしゃられて、中村委員も数字としてはそうなっているとおっしゃったと思います。長期的に湖水位の低下傾向が続いているという認識は「以降、現在までという理解でよろしいか」とおっしゃってらっしゃるわけです。一番の淀川河水統制第1期事業というのは、瀬田川の河道容量を増やした事業ですか。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

パワーポイントの方に出ていますが、戦争を挟んだ前後で、これもやはり、琵琶湖総合開発の前身にあたるようなものです。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

この(5)(14)(27)の問題についてはやはり、それが行われた当時の価値観と申しますか、社会情勢があったと思います。ですから、それを現在見直しているというか、検討しているということになるかと思いますが、そうした結果が現在の自然環境の破壊で、これではいけないということになってきているのかと思います。そういった今ある社会的要請というか、そういう視点で見なければと思います。

従って、ここに簡単に私は書いていますが、洪水調節等の治水の問題は、やはり30年ほど前は、堰堤ができて、ダム工事があれば非常によいことだということで評価していたわけですが。現に治水効果もあったわけですし、利水にも大きく役立って我々は非常に文化的な生活をしてきたことは事実です。

ところが、いろいろな開発そのものによって自然が失われたということで、山も田も、或いは湖岸線についても湖周道路等ができて開発が進んだということで、それによって非常に琵琶湖、或いはその河川等に大きな影響を与えて現在に来ていると思うので、具体的には、ここに書いているような観光開発とか公園、或いはレジャーの変化、水上バイクもその1つの形かと思いますが、そのようなレジャーが普及していったということで、土地利用等が進んできたのではないかと考えております。

嘉田委員(委員会・琵琶湖部会)

「洪水に対する警戒心が次第に薄れ」という背景には、1つには、もともとの地域社会であっても、洪水がかつて琵琶湖や河川で起きたということが地域で伝承されなくなっていることがあると思います。若い人たちが知らないのです。そもそも、琵琶湖が洪水をもたらすということが知られていないのです。それから、新住民の方たちは、琵琶湖に洪水があったということは想像できないというような、ある意味で社会的背景もあるのではないかと思います。

ですから、この「長期的に湖水位の低下傾向が続く」ということだけで、警戒心が弱

まったことではないという理解を、私自身はしております。そういう警戒心がないこと、また一方で土地利用規制、これは具体的にいろいろな土地利用規制、湖岸を外される、或いは新たにつくられてもおりますが、そういう行政のやりとりとの関わりで土地利用が進んでいるということなのだろうと思うわけです。ですから、一方的に行政の責任ではなく、地域社会全体として警戒が弱まっています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

長期的な湖水位の低下についてという質問の内容は、まさにこの図の通り、南郷洗堰のできた時、つまり明治のあの時以来、全体としては下がっているということは事実なのだというのが1つだと思います。

それから2番目に、長期的に湖水位の低下が続くということもそうなのですが、洪水に対する警戒心が次第に薄れるというような問題は、嘉田委員が今おっしゃったように、そういうことも含めた上で、それこそ湖岸堤もでき、いろいろなことができる」とすると、湖岸ぎりぎりのところまで建築物を建てようとするのは、それが浅ましいかどうかは別にして、かなり自然の状態であることは確かで、従って湖岸近くまで土地利用が進んだというのは、事実としてそうだと思います。

ついでに、いつ頃の時代かという言い方をすれば、戦後、食料増産の時代に湖面を埋め立てたよりも前、湖面の埋め立てというので言えば、それよりもっと前からです。例えば、当時は参謀本部の50,000分の1の地形図は、1930年代のものと1940年代初めのものを比較して見れば、埋め立ては既に進行していることが非常にはっきりしています。ただ、当然ながら、埋め立てをするためにはその周りのところで、それは浸からないというようなことについての問題が起こってくるということは事実なわけです。

ですからこれは、旧建設省に責任があるという問題ではなく、事実として安全であるかのごとくに過信される状態があるとすれば、それを利用することによって、ぎりぎりのところまで建てるというやり方が出てくるのは、ごくあたり前のことであって、結果として、そのことが幾つかの問題を生じているということは事実であるということです。そういう意味では、湖岸近くまで土地利用が進んでいるという事実は、その通りなのではないかという気がします。

ですから、時代のことについていえば、非常に強く進んできたのは 淀川改良工事の終わりくらいから 淀川河水統制第1期事業の部分であるということは確かでしょうが、その動きは、明らかに我々が地図の上で知ることができるというような状態を含めても、もう少し前のところから存在していることは事実であろうと思います。ここは、そういう治水の問題がこういうことを起こしたという事実を論じているところですので、今のような答えになるのではないかという気がいたします。

他の方、何か意見がありましたら、どうぞおっしゃって下さい。

急いで申し訳ないのですが、その次の質問は何番でしたか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

（27）です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

（27）は、どなたかがおっしゃっていましたか。

あまり皆さま意見を言わないので、私がまたむちゃくちゃなことを言いますと、琵琶湖の沿岸で、自然の変化に伴って浸水するところがあるというのも確かです。ただ、生活の利便性や効率性のためにというのはともかくとして、少なくとも湖だけではなくて川は、制御し拘束する人工空間であると、かなりの程度に思ってきたということは、河川審議会もおっしゃっている事実であって、これは一般論として、明らかにその通りなのではないかと思います。

湖についても、国が思ったりしただけではなく、周りの人たちも含めて、できるだけ琵琶湖の中で、そういうものを全部とめてしまいたいと考え、その方がよいと思ってきたことは、これは事実なのではないかと思います。

児玉所長の言われたことの揚げ足を取るわけではないですが、實際上、過去は、やはりそれはできなかったわけです。結果としてなっていたと言うと、少し言い過ぎかもしれませんが、本来なら、それをやりたいという考え方がやはり、本当に中心だったかどうかはわかりませんが、周りから見れば、そうであるかのごとくに思えたというのは少なくとも事実です。それによい意味でも悪い意味でも甘えて、先ほどの湖岸等をつくり上げたというようなこともあるわけです。そこがやはり、川自身のところでも、中だけではなくて、ある場合には外というものを含めて、総合的に考えなければいけないという立場に立つたとするならば、湖についても同じであろうと思います。

もちろん児玉所長がおっしゃったみたいに、幾つかのところでは連続性があるところもあります。例えば、ナマズの産卵を見ると、ナマズが産卵できるところが現実存在することも事実で、これは湖からナマズがちゃんとそこへ上がれるところがあることも事実です。しかし、産卵場所は、従来はありとあらゆるところであったのが、現在ではごく少数であるということも事実なのであって、それはどちらがどのようによいか、どこまでよいかというような問題が議論になります。

ですから、「自然の変化を尊重している」と言われると、少しひっかかりますが、今先ほどおっしゃった言い方で言えば、それはよくわかりますし、浸水する地域があるということについても、それは川の方と同じで、どういう浸水ならやむを得ないとするのか、或いは絶対に浸水はいけないと思うのか、それ以外のどういうことであればよいと思うのかというようなことが、ずっと議論されてきた内容なのではないかと思います。

何か意見がありましたら、他の方もおっしゃって下さい。もちろん児玉所長も、反論して頂いても結構です。

前に言ったかもしれませんが、例えば5月何日のところの、高い水位から低い水位に下げるところの、あの1点を、見事に毎年きちんと合わせるというのは、大変な技術だと私は思います。そういう点では、あの水位操作計画に対してはまことに見事だと私は思いますが、

それがどういう意味を持っているかというのが、いろいろ考えなければいけない内容なのではないかというのが、水位についての意見だったと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

これはそういう図であるということだけですので、次に進ませて頂きます。

水位管理のお話です。21ページの(38)、(39)です。ここはこれまでも相当議論されているところですが、水位管理を検討するにあたり、自然環境・生態系への影響を検討することが指摘されておりますが、この中の自然環境・生態系への物理的・地理的な範囲ですが、これは琵琶湖のみならず淀川の下流部も入っているという理解でよろしいかどうかということです。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

(38)の方は、全員一致しているようです。淀川まですべて当然入ります。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

そして、(39)の方ですが、これは少し意味がよくわからなかったのですが、川の形状、或いは水質・水温・土砂量に水位操作が影響を持つということなのですけれども、これは具体的にどういうことなのか、ちょっとイメージが湧くように説明をお願いできればと思います。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

その点については、江頭委員がお書きになっていることを簡単に言いますと、水位操作によって土壌の侵食や堆積が起こることは確かである、川の形が変わることも確かである、それから水温の分布も、川においても湖においても変わることも、これまた程度は別ですけど事実である、但し、文章は検討の余地があるでしょうと、江頭委員は書いておられるようです。他の方で、倉田委員も少し書いて下さっています。

倉田委員(委員会・琵琶湖部会)

私は、かなり詳しく書いたつもりなので、これを読んでどこがわからないのか、逆に聞きたいくらいです。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

大変申し訳ないのですが、倉田委員、我々が書いた意見のまとめが「河川管理者」の手元へ行っているのは昨日なので、事前にそれをお読みになっているという状態ではないので、申し訳ありませんが、全体ではなく、簡単に要約だけでも説明して頂かないと、児玉所長はお困りになると思います。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

簡単にこれがかいつまんで説明するのは、大変難しいので、今度にして下さい。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

わかりました。では、他の方、その点については、どうでしょうか。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

(39)の水質のことを倉田委員があまり触れておられないので、説明します。私が以前説明したことに関連しますが、琵琶湖の水質、いわゆる富栄養化関連物質の濃度は、夏場は深い方で高く、浅い方で低いです。冬場の湖水が鉛直循環している時期、12月から4月くらいまでは全層で同じ濃度です。ということは、逆に言いますと、上層の水を瀬田川から洗堰を通して流していることになりしますので、夏場に洗堰から流して頂くよりも冬場に流して頂いた方が、琵琶湖の水質はきれいになります。赤潮等が発生しにくくなるというぐあいに、単純に考えると、そういうことになります。

従いまして、水質面からいいますと、雪解けの水位上昇時にできるだけ水を流して頂くと、いわゆるN(窒素)P(リン)という意味においては、琵琶湖の水質は確実に回復します。ですから、そういう意味において水位の操作をお考え頂ければ、ありがたいと思います。ワーキンググループでも、できればその辺りのところも議論して頂ければと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

実は16時半になっております。会議は16時半までということの一応のお約束がありますが、以前からの私の言い方ですと、17時にはどんなことがあっても終わりたいという言い方になっておりますので、後はどうするかということはお相談するとして、ここで一応打ち切らせて頂いて、傍聴等で来て頂いている方にご意見を承る機会を先に取らせて頂いてよろしいでしょうか。

それが終わりましたから、この調子でずっと意見交換を行っていくということ、どのようにしたらよいかということも含め、ワーキンググループ等々をどのようにつくるかということも含めて、後で今後の問題等を議論させて頂くということは、どうしても必要だと思います。

その前に、ここで一応切らせて頂いて、一般傍聴の方々からご意見を頂けますでしょうか。当然ながら、今日議論したことに regarding ご意見を特に歓迎させていただきますが、もしよろしければいかがですか。

(一般傍聴者からの発言挙手なし)

ないようですので、先ほどの意見交換の続きはもちろん行わないといけないのですが、これからどのようにしていくかということをお考えさせて頂きます。

というのは、当然ながら、資料をご覧になるとわかると思いますが、全部で70幾つの質

問が河川管理者から出ており、今日 20 程度挙げているという程度です。従って、この調子で行くとすると、あと 4 回くらい、これと同じことをやらなければならないことになるわけで、それは到底無理だという気がいたしますが、皆さまどのようにお考えになるでしょうか。

ご質問も見ておられ、それに対する答えもある程度見ておられるという状況のもとで、今から後は総論ではなくて各問題ですから、簡単に済むとご想像になっておりますでしょうか。或いは、もちろん河川整備計画の中では、総論ももちろん大事ですが、各論のところできちんと質問なされたいというのも、これまた当然のことなので、いいかげんにやるわけには、もちろんまいりません。

或いは、総論については各委員のご意見はいろいろと違うかも知れませんが、個々の問題については、皆さまのご意見が、それぞれ割合近いということであれば、次の時からはそれを、私なら私なりにまとめて申し上げて、他に意見はありませんかというような言い方もあります。或いは、幾つかの質問については、これは河川管理者、委員両方からの相談の結果、一つ一つをここではやらないで、この部分については文書のやりとりだけ、これについてはやはりきちんと議論をお互いにやらなければならないという、そういう仕分けをするという方法ももちろんあります。その辺り、委員及び「河川管理者」側の方ほどのようにお考えか、ご意見を賜ればと思います。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

その前に、こちらから出した中間とりまとめの文章自体に、委員の中でも、ここは少しわからないという箇所があると思います。

言い足さないといけないというのが間々出ているのですね。その辺りを、まず修正しておくということが必要でしょう。それを、どこかでやらなければならないと思います。

それからもう 1 つは、回答を見ていると、私もそうなのですが、これはきちんと答えなければならないと思って丹念に書き込んだところと、これはどなたかが答えられるだろうと思い、もうこの程度でよいと思って、軽く流しているところとがあります。ですから、恐らく他の委員も、非常に詳しく説明されています。詳しい説明を口頭ですれば、とてもではないが時間が足りないと思いますし、本日最後に出された質問に対する私の回答でも、話をすれば 30 分以上かかってしまうようなことなので、これは一々やっていただけません。きちんと読んでもらえばわかるように書いたつもりなので、読んで頂いて、その上でまだ疑問だという点だけを拾い出して頂くという方がよいと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

倉田委員、それはあり得ると思いますが、例えばそういうような意見を各委員が出して、これは意見が違うから議論したいとか、1 つの意見しか出ていないから皆さまこの意見以外にはないとかいうご判断を、「河川管理者」に任せてよいという意味ですか。

問題はそこなのです。つまり、今出ている回答を見て頂いて、これは質問に答えてもらったからそれでよろしいとお考えになって終わりにするとすれば、改めて質問に対して回

答が抜けている箇所を指摘してもらえば、それで話は終わりなのです。それでよろしいという意味ですね。他の方はいかがでしょうか。もしそのやり方で進めるとすると、かなりの部分が減るかもしれません。

ただ、委員からの回答が本当に正しいのか、その1人の意見だけでよいのかなんていうようなことを我々委員側で議論すると、これは少し問題だと思います。今の倉田委員のご意見で大体、皆さまよろしいでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

少しよろしいですか。私、少し極端なことを言いましたが、資料となって配られますと、委員は大体全部目を通すと思います。そうすると委員間で、あなたの意見は少しおかしいとか、そういったことは恐らく委員の中では、会合を開かなくても可能なのです。或いは川那部部会長に、この意見は私は少し違うと思うという注文を出せばよいわけで、それをとりまとめて頂いた上でという条件をつけておかないと、少しまずいという気がします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

そうすると具体的には、例えば次の部会は7月の早い時期に決まっておりますから、逆算するとすると当然、それまでの間に、この質問だけはしたいというのが「河川管理者」から出されなければなりませんから、それを振り分けられるための今のような条件は、1週間以内くらいに皆さまが庶務に出して頂くということが、その場合は絶対条件になります。それでよろしければ、そうさせて頂くのが一番よろしいのですが、いかがでしょうか。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

現実的に時間の問題と、コミュニケーションというのは、もちろん深いにかしたことはないのですが、ここにもコスト・ベネフィットがあります。

それこそ河川管理者の方で、文章を書いたもので理解できるところは、そこで納得して頂き、それ以上どうしてもというところは、また改めてボールを投げて頂くということで、少なくとも、今まで委員が書いたところは受けて頂いてということで、少しコミュニケーションコストを節約して欲しいというのが希望です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

そのようなことでよろしいですか。もしそうであれば、倉田委員のご意見と一緒に合わせて、各委員は他の委員のご意見を読んで頂いた上で、この件については「河川管理者」の方から改めての質問にはないが、これはやはり議論しておくべきであるということをおっしゃって頂いたものについては、もちろんそこで議論をします。しかし、特に意見のないものについては、「河川管理者」側が改めて質問して下さったものについてだけで終わりにするというやり方でよろしいですか。そうすると、1週間とは言わないで、もう少し期間を長くして返事を頂いたらよいということになります。

特にはご意見がないようですから、そうしましょうか。

村上委員 (琵琶湖部会)

ただ、まだ全委員が回答を出しているわけではないので、まず全部、できるだけそろえるのが大事ではないかと思いますが、それはどうお考えになりますか。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

それは原則としてそうですが、回答を出されない委員がいても、それは仕方がないと思います。

ですから、回答を出しておられない委員や、或いは回答の追加その他は、いつまでに出して下さいというのはあります。それでやらせて頂いてよろしいですか。

今まで回答を出されていない方で、これはきちんと回答しておくべきだと思いいなる方については、誠に申し訳ありませんが、1週間以内に提出して下さい。そうしないと「河川管理者」が、それを見てどうであるかとお判断になるのには時間がかかるはずですから、そうさせて下さい。よろしいですか。

それから、「河川管理者」側の第1回目の質問については、委員の皆さまは既にご存じです。第2回目の質問を出して頂く時期については、大体のことは、第1回目でもう書いて頂いているわけですから、見て頂く期間はそれほど事前に長い必要はないと思います。例えば1週間くらい前にお答えを頂くということで十分でしょうか。そうすると今度は、委員の中でお互いの意見を見られた上で、このことについては異論があるとか、或いは、この件については「河川管理者」が仮に質問をなさらなくても、ここで議論したいという問題がありました場合は、同じく3週間前くらいに庶務の方へご連絡を頂くということにしましょうか。つまり、7月の次の部会の1週間前辺りに、それは頂くということによろしいですか。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

具体的な日程はどうなりますか。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

次回の部会は7月4日木曜日13時30分からピアザ淡海でという予定になっております。これはもう変更のしようがないと思いますから、この予定で進めさせて頂くといたします。次回部会の1週間前の6月27日木曜日に「河川管理者」から第2次の質問をもらい、委員の中から、それにかかわらず、これは議論すべきであるというのをもらうのも27日ということによろしいでしょうか。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

はい。部会の1週間前までに頂ければ、事前に委員の皆さまにはお送りできると思います。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

わかりました、はい。それでは、次回部会が7月4日ですので、ちょうど1週間前の27日に提出とさせていただきます。

それから、まだ回答をお書き頂いていない方で、この質問については文書による回答をしておきたいとお考えの方は、今日が17日ですので、24日月曜日までに提出して下さい。

河川管理者の方、誠に申し訳ありませんが、それでお許し下さいますでしょうか。そうしますと追加の質問を提出していただくのは27日ではなくて、もう少し後にしましょう。24日に河川管理者の方に提出させて頂いて、3日か4日で何とかできますか。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

それを踏まえた上でさらにご質問をすべきかどうかということをお判断するということですか。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

そうです。ですから、他のものについては、もう既にありますから、もし改めて追加の回答が来たらそれに追加して頂ければよいという、その追加の期間が3日ほどしかないということでお許し下さいますかという意味です。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

28日までにして頂けますでしょうか。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

わかりました。新しい回答を書いて下さる方は、24日までに提出して頂くよう、是非お願いしたいと思います。それから、28日金曜日中に河川管理者からの第2次質問状と、それに無関係にでも委員相互で議論をすべきだということを、28日中に庶務の方にご連絡頂きたいということで、よろしいですか。

では、そういうことで次回部会については、今のところは4-1の項目について(10)(5)(14)(27)(38)(39)までは大体終わったということにして、(39)の一部の倉田委員の回答は、見て頂いた上で特に質問があれば、改めてということにして頂くということにいたしたいと思います。では、その件はそれでよろしいですか。

それから、20分、今後の活動内容について議論しなければいけないということになっています。今後のことに関連するのですが、この前、現地での意見交換会というのをさせて頂きました。いろいろな意見を頂けて、これは大変よかったと思っておりますが、全体としてやはりご意見を聴く機会がそれほど大きいわけではありません。今日はたまたま一般の方からご質問が出ませんでした。部会の委員にほとんど全ての時間が振り当てられていて、ご意見をしゃべりたいと思っていらっしゃる方に十分にしゃべって頂く機会を現在まで持っていないというのも事実なので、その辺りも含めて、以前から言っております、意見聴取のための試みをどのようにするかという問題がどうしてもあります。その点につ

いて、何かお考えがありませんでしょうか。

これは宿題にしましょう。意見聴取の試みについては、7月4日の部会でももしかすると可能と思っていたのですが、無理です。

今の件について、次の部会までに、どのように意見聴取をするかというのをお考え頂けますでしょうか。多くの傍聴の方から、こういうやり方をしたらどうかということを提案して頂くことは大変結構なことですし、各委員が、そういうことも十分に受け入れた上で、ご自分の意見として提案して頂ければ大変ありがたいと思いますが、是非それを文書で頂きたいと思います。そうでないと、なかなか進みませんので、そのようなことで、よろしいですか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

それは、いつまでにいせよいのでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それも6月28日までにしましょう。

あと、今後の日程については、こういった問題をこれから次に考えていく時に、このままでやっていけるか、琵琶湖部会等でワーキンググループをつくらなければいけないかというような議論を少しさせて頂きたいと思いますが、その前に、途中で申し訳ないですが、先ほどご発言がなかった一般の方から手が挙がりまして、お伺いしたいと思います。どうぞ短い時間で申し訳ありませんが、お願いいたします。

傍聴者（竹田勝博）

竹田です。実は、先日の長浜で行われた部会に私は参加する予定をしておりました。ところが、一般傍聴者は、自分たちで車を用意してくださいということでした。前回、安曇川の現地視察に参加させてもらった時は、やむを得ずタクシーを用意して頂いて、そのままずっと見学に参加させて頂きましたので、今回もまた、何らかの用意はして頂けるものと思っておりましたら、そちらの方で車を用意せよというファクスを頂き、それで長浜での現地視察は参加しなかったのです。これだけ一般の意見を尊重するというのなら、やはりバスを用意するなり何なり、一般が参加しやすい状態に最初からすべきではなかろうかと思えます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。ありがとうございます。

1つだけ申しておきたいのは、2つの問題がありまして、こういうところへ集まる場合はあまり問題がないのですが、現地視察の時にはどうするかという問題が1つありますのと、前回の現地視察は特に、普通は通ってはいけないところで、四輪駆動車等でないと行けない、危険性があるというような制約をかけられていましたので、庶務としてはそういうお答えを、特にこの前の時はせざるを得なかったという事情を一応お許し下さい。

その辺りのところは、どこまでどのようにいけるかということはなかなか難しい問題ですが、少なくとも現地視察以外の場合には、是非多くの方に集まって頂けるような状況ができる限りつくりたいと思いますし、曜日等についても、ご要望をできるだけおっしゃって頂ければ、全部をお聞きするわけにはいかないかもしれませんが、庶務の方でいろいろと考えてもらうことは可能だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

傍聴者（竹田勝博）

中間とりまとめにつきましても、こうして私達は毎回できるだけ参加させてもらっていますが、やはりやむを得ず抜ける場合に書面をきちんと送って欲しいと思います。そうではないと中間とりまとめの内容を私自身も十分見ていませんので、今日の話に十分参加できません。そういう部分も含めてお願いしたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

その件は、一般傍聴者の間でどういう差をつけるかというのはなかなか難しいところがありますが、いつも集まって頂いている方として、個人としてそういうお思いになることは、また一方で非常によくわかりますので、いろいろ考えさせて頂きたいと思います。ありがとうございました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは、ワーキンググループやその他のところで、どのようにするかという議論がやはりあり得るかと思います。先ほど庶務から申しましたように、委員会としては、2つのワーキンググループが設立されて進めることになりました。それに屋上屋を架すつもりは全くないのですが、琵琶湖部会の中でやはりこの点についてはワーキンググループを特につくる必要があるということについて、ご意見はありますでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

この点は気になっているところなのですが、前回も、現地視察で丹生ダムの方へ行ったのですが、結局中途半端な見学に終わったと思っています。やはり核心部分については見ていく必要もあると思いますし、私としてはもう一度、是非部会として視察がしたいと思います。

もし、どうしても日程的に、非常に混み合っているので行けないということであれば、私としてはどうしても行きたいと思いますので、有志の方だけでも行って、前回行けなかった部分等を見学したいと思います。それから、今日、参考資料2「委員および一般からの意見」で出てきているのですが、その中で、丹生ダムの工事状況や、杉野川、或いは前回の現地視察で入れなかったスキー場の現地の様子が、かなりリアルに出ています。その写真のような箇所を我々はきっちり見ておいて、今後の河川整備に生かしていくべきだと思います。そういう意味で、現地視察がしたいということと合わせて、この丹生ダム問題については、琵琶湖部会が抱える琵琶湖の問題とともに非常に重要な問題になると思いま

すので、ワーキンググループをつくる必要があると思っております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。ありがとうございました。委員会では水位管理と水需要管理のワーキンググループをつくるのですが、ダム問題に関するワーキンググループをつくるかどうかというのは、一度議論になったはずですが、ですから、もしもダム問題に関するものが委員会でつくられるとするなら、或いはそれで済ませることは可能かもしれませんが、或いは特別にダムについて、それとは無関係にでもやらなければいけないという議論も起こるかもしれませんが、ちょっとワーキンググループとしては、今日ここで決めるのは待って頂けませんか。

そういう意味では今日、他にどのようなワーキンググループをつくるべきだというご意見はありますか。これもまた申し訳ありませんが、28日までの間に、例えば琵琶湖部会としてこういうワーキンググループをどうしてもつくる必要があるというものが、もしありましたら、提案として庶務へ出して頂けますでしょうか。もちろん非常に少数では、ワーキンググループといっても、どうしようもないですから、複数のある程度の数の委員がそれはよいと思って参加しようというお考えのものの場合でしか、採用がなかなかできないと思いますが、それについてもご意見を出して頂きたいと思えます。

特にある意味で心配なのは、まだ今はどういうものがあるかというのは私自身もわかりませんが、河川整備計画の第1次案のようなものが、もしもかなり早く出てくるとすれば、それに関する議論は、かなりきちんとなさなければならないはずなので、そうすると、月に1回のもので成り立つかどうかという議論も当然にあり得るでしょうから、その場合はまたワーキンググループをつくらなければならない可能性が十分にあります。それも含めて現段階で、こういうワーキンググループは是非あった方がよいのではないかというご意見がありましたら、28日までに書いて提出して頂くということによろしいでしょうか。

庶務で何か抜けていることがありましたらおっしゃって下さい。

庶務（三菱総合研究所 新田）

今の話で大体結構です。ワーキンググループの話と今後の進め方、それから、一般意見の聴取、反映方法については皆さまから意見を頂くということで、こちらの方でまとめさせて頂いて、次回の資料とさせて頂こうと考えております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。やはりいろいろな具体的な問題に関しては、かなり率直な議論と、いわばいろいろな意味で痛み等も十分に考えながら、いろいろ考えないといけないということは確かだと思います。その辺りのことも含めて7月以後、どのように現地視察や意見聴取を行うかということも、いろいろ考えていかなければならないと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、意見聴取の方法については、28日までに案を頂くことにしておりますが、も

し可能であれば、このようなやり方を、数人ででも我々はやってみたいというような積極的な提案を頂けるとすると、これは大変ありがたいことだと思います。つまり、必ず全員で行かなければならないという意見聴取もあるでしょうが、そうではない意見聴取も当然にあり得ると思いますので、このようなやり方がよいというだけでも、もちろん結構ですが、私はこのようなことをやってみるのがおもしろいと思うし、実際にやってみようというようなことがもしありましたら、これはもちろん大いに歓迎する内容ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

どうもこの会議で何度か、体調が悪いのでむちゃくちゃになっていると言った覚えがあり、それはまことに申し訳ないのですが、今日もどうなったのかよくわからないところがあります。お許し下さい。次までには治ると思っております。またいろいろなやり方そのものについても、ご意見をおっしゃって頂ければありがたいと思います。他に委員の方、特に何かありますか。

とんでもないところで終わってしまってお不満だというのはよくわかりますが、先ほどのようなやり方で、とにかく進めさせて頂きたいと思っておりますので、質問をなさった方に関してはお許し下さい。

では、これで一応終わらせて頂きたいと思っておりますが、庶務の方から何かありますか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

資料3の方に、今後の活動ということで、一般意見聴取の方法の例とか、各部会でのワーキングの状況等を簡単にまとめておりますので、これらをご参考にして頂いて、6月28日までの回答に役立てて頂ければと思っております。

庶務からは以上です。

これをもちまして第15回琵琶湖部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1 . 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
- 2 . 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3 . 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。